

## 国の資格制度一覧（313制度）

## ※ 国の資格制度とは

国が法令、告示、通達等に基づき、一定の業務に従事する上で必要とされる専門的知識、技能等に関する基準を設け、国、地方公共団体等がその基準を満たしていると判定する者について、当該業務への従事、法令で定める管理監督者等への就任若しくは一定の称号の使用を認める制度又は専門的知識、技能等を有する旨を単に証明する制度。

平成22年7月1日現在で、次の313制度となっている。

（平成22年7月1日現在）

所管府省名	資格制度名
国家公安委員会 （警察庁） 〔8制度〕	警備員指導教育責任者、機械警備業務管理者、警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者、射撃指導員、駐車監視員資格者、 <b>運転免許</b> 、技能検定員、教習指導員
金融庁 〔3制度〕	<b>公認会計士</b> 、外国公認会計士、 <b>貸金業務取扱主任者</b>
消費者庁 〔1制度〕	消費生活専門相談員
総務省 〔12制度〕	無線従事者、 <b>電気通信主任技術者</b> 、工事担任者、 <b>行政書士</b> 、 <b>危険物取扱者</b> 、 <b>消防設備士</b> 、防火管理者、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者、自衛消防組織統括管理者、防災管理者、防災管理点検資格者
法務省 〔6制度〕	<b>弁護士</b> 、外国法事務弁護士、 <b>司法書士</b> 、 <b>土地家屋調査士</b> 、申請取次者、公証人
財務省 〔2制度〕	<b>税理士</b> 、 <b>通関士</b>
文部科学省 〔8制度〕	<b>技術士</b> 、原子炉主任技術者※、放射線取扱主任者、教育職員、司書、学校図書館司書教諭、学芸員、社会教育主事
厚生労働省 〔137制度〕	<b>精神保健福祉士</b> 、外出介護員（ガイドヘルパー）、 <b>医師</b> 、臨床検査技師、診療放射線技師、衛生検査技師、歯科医師、歯科技工士、 <b>歯科衛生士</b> 、義肢装具士、臨床工学技士、 <b>柔道整復師</b> 、あん摩マッサージ指圧師、 <b>はり師</b> 、 <b>きゆう師</b> 、 <b>保健師</b> 、助産師、 <b>看護師</b> 、准看護師、看護師等確保推進者、 <b>理学療法士</b> 、 <b>作業療法士</b> 、視能訓練士、救急救命士、言語聴覚士、栄養士、 <b>管理栄養士</b> 、調理師、専門調理師、 <b>建築物環境衛生管理技術者</b> 、クリーニング師、管理美容師、管理美容師、美容師、 <b>給水装置工事主任技術者</b> 、清掃作業監督者、空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者、貯水槽清掃作業監督者、防除作業監督者、統括管理者、ダクト清掃作業監督者、ダクト清掃作業従事者、水道技術管理者、清掃作業従事者、貯水槽清掃作業従事者、排水管清掃作業監督者、排水管清掃作業従事者、防除作業従事者、食品衛生管理者、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、薬剤師、 <b>登録販売者</b> 、向精神薬取扱責任者、毒物劇物取扱責任者、医療機器製造業の責任技術者、医療機器販売営業管理者、医療機器修理業責任技術者、 <b>社会福祉士</b> 、 <b>介護福祉士</b> 、難病ホームヘルパー、 <b>介護支援専門員</b> 、居宅介護従業者、重度訪問介護従業者、行動援護従業者、福祉用具専門相談員、訪問介護員、受胎調節実地指導員、 <b>保育士</b> 、年金数理人、 <b>社会保険労務士</b> 、勤労青少年福祉推進者、 <b>ボイラー技士</b> 、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、 <b>クレーン・デリック運転士</b> 、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士、発破技士、 <b>潜水士</b> 、林業架線作業主任者、ガス溶接作業主任者、高圧室内作業主任者、 <b>エックス線作業主任者</b> 、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、 <b>衛生管理者</b> 、木材加工用機械作業主任者、プレス機械作業主任者、乾燥設備作業主任者、コンクリート破砕器作業主任者、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者、ずい道等の掘削等作業主任者、ずい道等の覆工作業主任者、採石のための掘削作業主任者、はい作業主任者、船内荷役作業主任者、型わく支保工の組立て等作業主任者、足場の組立て等作業主任者、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者、鋼橋架設等作業主任者、木造建築物の組立て等作業主任者、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者、コンクリート橋架設等作業主任者、普通第一種圧力容器取扱作業主任者、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者、鉛作業主任者、酸素欠乏危険作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、有機溶剤作業主任者、石綿作業主任者、床上操作式クレーン運転技能講習修了者、小型移動式クレーン運転技能講習修了者、ガス溶接技能講習修了者、フォークリフト運転技能講習修了者、ショベルローダー等運転技能講習修了者、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者、車両系建設機械（解体用）運

所管府省名	資格制度名
	転技能講習修了者、車両系建設機械（基礎工事事用）運転技能講習修了者、不整地運搬車運転技能講習修了者、高所作業車運転技能講習修了者、玉掛け技能講習修了者、ボイラー取扱技能講習修了者、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、救護に関する技術的事項を管理する者、安全管理者、衛生工学衛生管理者、安全管理士、衛生管理士、技能士、職業訓練指導員、障害者職業生活相談員
農林水産省 〔15制度〕	農業協同組合監査士、水産業協同組合監査士、森林組合監査士、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、調教師（中央競馬）、調教師（地方競馬）、騎手（中央競馬）、騎手（地方競馬）、飼料製造管理者、土地改良換地士、普及指導員、林業普及指導員、水産業普及指導員
経済産業省 〔36制度〕	<b>情報処理技術者</b> 、 <b>弁理士</b> 、砂利採取業務主任者、採石業務管理者、航空工場検査員、 <b>計量士</b> 、高圧ガス製造保安責任者、液化石油ガス設備士、 <b>エネルギー管理士</b> 、 <b>電気主任技術者</b> 、 <b>電気工事士</b> 、ガス主任技術者、ガス消費機器設置工事監督者、火薬類取扱保安責任者、火薬類製造保安責任者、競輪選手、競輪審判員、小型自動車競走選手、小型自動車競走審判員、ダム水路主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、公害防止主任管理者※、 <b>公害防止管理者</b> ※、高圧ガス販売主任者、高圧ガス移動監視者、特定高圧ガス取扱主任者、作業監督者（鉱山保安法に基づく）、作業監督者（深海底鉱業暫定措置法に基づく）、保安管理者（鉱山保安法に基づく）、保安管理者（深海底鉱業暫定措置法に基づく）、特種電気工事資格者、認定電気工事従事者、充てん作業員、 <b>中小企業診断士</b> 、核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者※
国土交通省 〔77制度〕	油濁防止管理者、有害液体汚染防止管理者、溶接工、水先人、船舶料理士、救命艇手、衛生管理者、主任技術者、海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）、海技士（電子通信）、小型船舶操縦士、耐空検査員、航空従事者、運航管理者（海上）、安全統括管理者（海上）、動力車操縦者、海事代理士、海事補佐人、 <b>旅行業務取扱管理者</b> 、旅程管理者のうち主任、 <b>通訳案内士</b> 、地域伝統芸能等通訳案内業、地域限定通訳案内士、観光圏内限定旅行業務取扱管理者、検数人、鑑定人、検量人、整備管理者、 <b>自動車整備士</b> 、整備主任者、登録運転者、 <b>運行管理者（旅客自動車）</b> 、安全統括管理者（旅客自動車）、 <b>運行管理者（貨物自動車）</b> 、安全統括管理者（貨物自動車）、索道技術管理者、安全統括管理者（索道）、安全統括管理者（鉄道）、設計管理者、竣工確認者、竣工確認管理者、業務統括管理者、 <b>気象予報士</b> 、認定機長、査察操縦士、不動産鑑定士、 <b>土木施工管理技士</b> 、 <b>建設機械施工技士</b> 、 <b>管工事施工管理技士</b> 、 <b>造園施工管理技士</b> 、 <b>建築施工管理技士</b> 、 <b>電気工事施工管理技士</b> 、解体工事施工技士、浄化槽設備士※、 <b>宅地建物取引主任者</b> 、 <b>測量士・測量士補</b> 、 <b>管理業務主任者</b> 、安全担当者、衛生担当者、危険物等取扱責任者、自動車検査員、消火作業指揮者、倉庫管理主任者、設計者資格（宅地造成等規制法に基づく）、設計者資格（都市計画法に基づく）、特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者、建築設備検査資格者、管理主任技術者（ダム）、 <b>建築士</b> 、建築設備士、監理技術者資格者証の交付を受けている者、土地区画整理士、 <b>マンション管理士</b> 、補償業務管理者
環境省 〔12制度〕	狩猟免許、臭気測定業務従事者（臭気判定士）、環境カウンセラー、浄化槽設備士※、廃棄物処理施設技術管理者、浄化槽管理士、浄化槽技術管理者、浄化槽検査員、特別管理産業廃棄物管理責任者、公害防止主任管理者※、 <b>公害防止管理者</b> ※、 <b>技術管理者</b>
計	12府省 313制度〔317制度〕

- (注) 1 当省の実態把握結果による。  
2 「※」印を付した資格制度は、他府省との共管に係るものである。  
3 資格制度の実数は313制度であるが、他府省との共管となっているものがあるため、本表の資格制度の総数は〔 〕内の317制度となる。  
4 下線付き太字の資格制度は、今回の実態把握の対象としたもの（64制度）。

実態把握の対象とした73制度一覧

資料2

制度No.	延べNo.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成22年度受験者数	特例措置の有無	根拠法令
1	1	国家公安委員会 (警察庁)	運転免許	都道府県公安委員会	4,650,037人 (H22年) ※ 仮免許も含む	有	道路交通法 (昭和35年法律第105号)
2	2	金融庁	公認会計士	公認会計士・監査審査会	38,360人 (22年第I回・第II回短答式の延べ人数)	有	公認会計士法 (昭和23年法律第103号)
3	3	金融庁	貸金業務取扱主任者	日本貸金業協会	12,081人	無	貸金業法 (昭和58年法律第32号)
4	4	総務省	電気通信主任技術者	(財)日本データ通信協会	7,684人	有	電気通信事業法 (昭和59年法律第86号)
5	5	総務省	行政書士	(財)行政書士試験研究センター	70,586人	無	行政書士法 (昭和26年法律第4号)
6	6	総務省	危険物取扱者	(財)消防試験研究センター	470,686人	有	消防法 (昭和23年法律第186号)
7	7	総務省	消防設備士	(財)消防試験研究センター	79,359人	有	消防法 (昭和23年法律第186号)
8	8	法務省	弁護士	司法試験委員会	8,163人	有	司法試験法 (昭和24年法律第140号)
9	9	法務省	司法書士	法務省	26,958人	無	司法書士法 (昭和25年法律第197号)
10	10	法務省	土地家屋調査士	法務省	5,643人	無	土地家屋調査士法 (昭和25年法律第228号)
11	11	財務省	税理士	国税審議会	51,468人	無	税理士法 (昭和26年法律第237号)
12	12	財務省	通関士	財務省	9,490人	無	通関業法 (昭和42年法律第122号)
13	13	文部科学省	技術士	公益社団法人日本技術士会	36,432人 二次 27,297人 一次	無	技術士法 (昭和58年法律第25号)
14	14	厚生労働省	精神保健福祉士	(財)社会福祉振興・試験センター	7,233人	有	精神保健福祉士法 (平成9年法律第131号)
15	15	厚生労働省	医師	厚生労働省	8,611人	有	医師法 (昭和23年法律第201号)
16	16	厚生労働省	歯科衛生士	(財)歯科医療研修振興財団	5,788人	有	歯科衛生士法 (昭和23年法律第204号)
17	17	厚生労働省	柔道整復師	(財)柔道整復研修試験財団	6,625人	有	柔道整復師法 (昭和45年法律第19号)
18	18	厚生労働省	はり師	(財)東洋療法研修試験財団	5,483人	有	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 (昭和22年法律第217号)
19	19	厚生労働省	きゆう師	(財)東洋療法研修試験財団	5,499人	有	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 (昭和22年法律第217号)

制度 No.	延べ No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成22年度受験者数	特例措置の有無	根拠法令
20	20	厚生労働省	保健師	厚生労働省	14,819人	有	保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号)
21	21	厚生労働省	看護師	厚生労働省	54,138人	有	保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号)
22	22	厚生労働省	理学療法士	厚生労働省	10,475人	有	理学療法士及び作業療法士法 (昭和40年法律第137号)
23	23	厚生労働省	作業療法士	厚生労働省	5,824人	有	理学療法士及び作業療法士法 (昭和40年法律第137号)
24	24	厚生労働省	管理栄養士	厚生労働省	19,923人	有	栄養士法 (昭和22年法律第245号)
25	25	厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者	(財)ビル管理教育センター	10,194人	有	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和45年法律第20号)
26	26	厚生労働省	美容師	(財)理容師美容師試験研修センター	27,636人	有	美容師法 (昭和32年法律第163号)
27	27	厚生労働省	給水装置工事主任技術者	(財)給水工事技術振興財団	14,869人	有	水道法 (昭和32年法律第177号)
28	28	厚生労働省	登録販売者	都道府県	38,853人	有	薬事法 (昭和35年法律第145号)
29	29	厚生労働省	社会福祉士	(財)社会福祉振興・試験センター	43,568人	有	社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)
30	30	厚生労働省	介護福祉士	(財)社会福祉振興・試験センター	154,223人	有	社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)
31	31	厚生労働省	介護支援専門員	都道府県	139,959人	無	介護保険法 (平成9年法律第123号)
32	32	厚生労働省	保育士	(社)全国保育士養成協議会	46,820人	有	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)
33	33	厚生労働省	社会保険労務士	全国社会保険労務士会連合会	55,445人	有	社会保険労務士法 (昭和43年法律第89号)
34	34	厚生労働省	一級ボイラー技士	(財)安全衛生技術試験協会	8,511人	有	労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
	35	厚生労働省	二級ボイラー技士	(財)安全衛生技術試験協会	35,258人	有	労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
35	36	厚生労働省	クレーン・デリック運転士	(財)安全衛生技術試験協会	23,513人	有	労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
36	37	厚生労働省	潜水士	(財)安全衛生技術試験協会	6,594人	有	労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
37	38	厚生労働省	エックス線作業主任者	(財)安全衛生技術試験協会	5,906人	有	労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
38	39	厚生労働省	衛生管理者	(財)安全衛生技術試験協会	79,117人 (第一種、第二種合計)	有	労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
39	40	経済産業省	情報処理技術者	(独)情報処理推進機構	444,669人	有	情報処理の促進に関する法律 (昭和45年法律第90号)
40	41	経済産業省	弁理士	工業所有権審議会	9,152人	有	弁理士法 (平成12年法律第49号)
41	42	経済産業省	計量士	経済産業省	6,807人	有	計量法 (平成4年法律第51号)

制度 No.	延べ No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成22年度受験者数	特例措置の有無	根拠法令
42	43	経済産業省	エネルギー管理士	(財)省エネルギーセンター	12,516人	有	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年法律第49号)
43	44	経済産業省	第二種電気主任技術者	(財)電気技術者試験センター	9,710人 (総申込者)	有	電気事業法 (昭和39年法律第170号)
	45	経済産業省	第三種電気主任技術者	(財)電気技術者試験センター	50,794人	有	電気事業法 (昭和39年法律第170号)
44	46	経済産業省	第一種電気工事士	(財)電気技術者試験センター	46,742人 (総申込者)	有	電気工事士法 (昭和35年法律第139号)
	47	経済産業省	第二種電気工事士	(財)電気技術者試験センター	131,964人 (総申込者)	有	電気工事士法 (昭和35年法律第139号)
45	48	経済産業省 環境省	公害防止管理者	(社)産業環境管理協会	29,313人	無	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律第107号)
46	49	経済産業省	中小企業診断士	(社)中小企業診断協会	15,922人 (1次試験)	無	中小企業支援法 (昭和38年法律第147号)
47	50	国土交通省	総合旅行業務取扱管理者	一般社団法人日本旅行業協会	13,351人	無	旅行業法 (昭和27年法律第239号)
	51	国土交通省	国内旅行業務取扱管理者	(社)全国旅行業協会	16,287人	無	旅行業法 (昭和27年法律第239号)
48	52	国土交通省	通訳案内士	(独)国際観光振興機構	7,239人	無	通訳案内士法 (昭和24年法律第210号)
49	53	国土交通省	自動車整備士	国土交通省	全部免除申請を含む技能検定申請者数 33,253人 (二級自動車シャシ整備士の学科試験受験者数:63人)	有	道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)
				(社)日本自動車整備振興会連合会	45,534人 (22年度第1回と第2回の学科試験受験者(口述試験を除く))		道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)
50	54	国土交通省	運行管理者(旅客自動車)	(財)運行管理者試験センター	6,046人 (22年度第2回試験)	無	道路運送法 (昭和26年法律第183号)
51	55	国土交通省	運行管理者(貨物自動車)	(財)運行管理者試験センター	24,295人 (22年度第2回試験)	無	貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第83号)
52	56	国土交通省	気象予報士	(財)気象業務支援センター	第1回 4,787人 第2回 4,330人	無	気象業務法 (昭和27年法律第165号)

制度No.	延べNo.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成22年度受験者数	特例措置の有無	根拠法令
53	57	国土交通省	土木施工管理技士(1級)	(財)全国建設研修センター	39,733人 (学科)	有	建設業法 (昭和24年法律第100号)
	58	国土交通省	土木施工管理技士(2級)	(財)全国建設研修センター	28,992人 (学科)	有	建設業法 (昭和24年法律第100号)
54	59	国土交通省	建設機械施工技士(2級)	(社)日本建設機械化協会	5,613人 (学科)	有	建設業法 (昭和24年法律第100号)
55	60	国土交通省	管工事施工管理技士(1級)	(財)全国建設研修センター	18,491人 (学科)	無	建設業法 (昭和24年法律第100号)
	61	国土交通省	管工事施工管理技士(2級)	(財)全国建設研修センター	11,862人 (学科)	無	建設業法 (昭和24年法律第100号)
56	62	国土交通省	造園施工管理技士(1級)	(財)全国建設研修センター	5,143人 (学科)	無	建設業法 (昭和24年法律第100号)
57	63	国土交通省	建築施工管理技士(1級)	(財)建設業振興基金	25,640人 (学科)	有	建設業法 (昭和24年法律第100号)
	64	国土交通省	建築施工管理技士(2級)	(財)建設業振興基金	22,980人 (学科)	無	建設業法 (昭和24年法律第100号)
58	65	国土交通省	電気工事施工管理技士(1級)	(財)建設業振興基金	19,448人 (学科)	有	建設業法 (昭和24年法律第100号)
	66	国土交通省	電気工事施工管理技士(2級)	(財)建設業振興基金	6,870人 (学科)	無	建設業法 (昭和24年法律第100号)
59	67	国土交通省	宅地建物取引主任者	(財)不動産適正取引推進機構	186,542人	無	宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号)
60	68	国土交通省	測量士補	国土地理院	10,387人	無	測量法 (昭和24年法律第188号)
61	69	国土交通省	管理業務主任者	(社)高層住宅管理業協会	20,620人	無	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成12年法律第149号)
62	70	国土交通省	二級建築士	(財)建築技術教育普及センター	26,371人	有	建築士法 (昭和25年法律第202号)
	71	国土交通省	一級建築士	(財)建築技術教育普及センター	38,476人	有	建築士法 (昭和25年法律第202号)
63	72	国土交通省	マンション管理士	(財)マンション管理センター	17,704人	無	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成12年法律第149号)
64	73	環境省	技術管理者 (土壌汚染調査技術管理者)	環境省	5,554人	無	土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号)

(注) 1 当省の実態把握結果による。  
2 「特例措置の有無」欄には、資格試験に係る特例措置の有無を記載。

## 東日本大震災に伴う国の資格試験に係る特例措置の実施状況（概要）

No.	特例措置の内容	所管府省名	資格制度名 (( ) 内は受験者数)
1	震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等（16 制度）	警察庁 （1 制度）	運転免許(4,650,037 人) ※ 受験者数は仮免許も含む
		総務省 （1 制度）	電気通信主任技術者(7,684 人)
		厚生労働省 （13 制度）	精神保健福祉士(7,233 人) 医師(8,611 人) 歯科衛生士(5,788 人) 柔道整復師(6,625 人) はり師(5,483 人) きゆう師(5,499 人) 保健師(14,819 人) 看護師(54,138 人) 理学療法士(10,475 人) 作業療法士(5,824 人) 管理栄養士(19,923 人) 社会福祉士(43,568 人) 介護福祉士(154,223 人)
		経済産業省 （1 制度）	計量士(6,807 人)
2	試験日の変更、追加試験実施（10 制度）	総務省 （2 制度）	危険物取扱者(470,686 人) 消防設備士(79,359 人)
		厚生労働省 （5 制度）	管理栄養士(19,923 人) 美容師(27,636 人) 登録販売者(38,853 人) 二級ボイラー技士(35,258 人) 衛生管理者(79,117 人)
		経済産業省 （2 制度）	情報処理技術者(444,669 人) エネルギー管理士(12,516 人)
		国土交通省 （1 制度）	自動車整備士(45,534 人)

No.	特例措置の内容	所管府省名	資格制度名 (( ) 内は受験者数)
3	受験料の返還 (10 制度)	総務省 (2 制度)	危険物取扱者(470, 686 人) 消防設備士(79, 359 人)
		厚生労働省 (6 制度)	一級ボイラー技士 (8, 511 人) 二級ボイラー技士(35, 258 人) 潜水士 (6, 594 人) クレーン・デリック運転士(23, 513 人) エックス線作業主任者(5, 906 人) 衛生管理者(79, 117 人)
		経済産業省 (1 制度)	情報処理技術者(444, 669 人)
		国土交通省 (1 制度)	自動車整備士(45, 534 人)
4	次回以降への振替、再受験 (9 制度)	総務省 (2 制度)	危険物取扱者(470, 686 人) 消防設備士(79, 359 人)
		厚生労働省 (6 制度)	一級ボイラー技士(8, 511 人) 二級ボイラー技士(35, 258 人) クレーン・デリック運転士(23, 513 人) 潜水士(6, 594 人) エックス線作業主任者(5, 906 人) 衛生管理者(79, 117 人)
		経済産業省 (1 制度)	情報処理技術者(444, 669 人)
5	試験地の追加、他試験地 への変更可 (8 制度)	金融庁 (1 制度)	公認会計士(38, 360 人)
		法務省 (1 制度)	弁護士(8, 163 人)
		厚生労働省 (1 制度)	社会保険労務士(55, 445 人)
		経済産業省 (2 制度)	弁理士(9, 152 人) 情報処理技術者(444, 669 人)
		国土交通省 (3 制度)	自動車整備士(45, 534 人) 建築施工管理技士 1 級(25, 640 人) 電気工事施工管理技士 1 級(19, 448 人)



No.	特例措置の内容	所管府省名	資格制度名 (( ) 内は受験者数)
6	申込期間の延長 (7 制度)	経済産業省 (3 制度)	弁理士 (9,152 人) エネルギー管理士 (12,516 人) 第二種電気工事士 (131,964 人)
		国土交通省 (4 制度)	土木施工管理技士 1 級 (39,733 人) 土木施工管理技士 2 級 (28,992 人) 建設機械施工技士 2 級 (5,613 人) 二級建築士 (26,371 人)
7	試験の一部免除に係る 有効期限の延長 (7 制度)	警察庁 (1 制度)	運転免許 (4,650,037 人) ※ 受験者数は仮免許も含む
		厚生労働省 (1 制度)	クレーン・デリック運転士 (23,513 人)
		経済産業省 (4 制度)	第二種電気主任技術者 (9,710 人) 第三種電気主任技術者 (50,794 人) 第一種電気工事士 (46,742 人) 第二種電気工事士 (131,964 人)
		国土交通省 (1 制度)	自動車整備士 (33,253 人)
8	その他 (12 制度)	警察庁 (1 制度)	運転免許 (4,650,037 人) ※ 受験者数は仮免許も含む
		金融庁 (1 制度)	公認会計士 (38,360 人)
		総務省 (2 制度)	危険物取扱者 (470,686 人) 消防設備士 (79,359 人)
		厚生労働省 (6 制度)	精神保健福祉士 (7,233 人) 建築物環境衛生管理技術者 (10,194 人) 給水装置工事主任技術者 (14,869 人) 社会福祉士 (43,568 人) 介護福祉士 (154,223 人) 保育士 (46,820 人)
		国土交通省 (2 制度)	二級建築士 (26,371 人) 一級建築士 (38,476 人)
合 計 (延べ 79 制度)		警 察 庁 : 延べ 3 制度 金 融 庁 : 延べ 2 制度 総 務 省 : 延べ 9 制度 法 務 省 : 延べ 1 制度 厚生労働省 : 延べ 38 制度 経済産業省 : 延べ 14 制度 国土交通省 : 延べ 12 制度	

(注) 当省の実態把握結果による。

## 東日本大震災に伴う国の資格試験に係る特例措置の例

【事例1】試験前に行われた試験の合格発表後における証明書類の提出期限の延長等  
介護福祉士試験（所管府省：厚生労働省、実施機関：（財）社会福祉振興・試験センター）については、合格者を平成23年3月29日に発表。この合格者のうち、①合格証書等の受取りが困難な者については、合格証書等を（財）社会福祉振興・試験センターで保管し、②受験資格が見込み（福祉系高校卒業見込み）であった者については、受験資格が確定したことを証する証明書の提出期限を延長した（原則として23年4月末までであるが、それ以降も個別に相談に応じて対応している。）。

## 【事例2】試験日変更、追加試験の実施

衛生管理者試験（所管府省：厚生労働省、試験実施機関：（財）安全衛生技術試験協会）については、同協会東北安全衛生技術センターにおいて、平成23年4月11日に予定した試験を東日本大震災の影響により中止し、同年6月9日に追加試験を実施した（この結果、6月において同試験は、当初予定していた1日及び20日に9日を加えて計3回実施）。

## 【事例3】受験料の返還

平成23年度の危険物取扱者試験（所管府省：総務省、試験実施機関：（財）消防試験研究センター）については、被災された方の生活支援に資するため、申請のあった被災者に対して受験料（甲種5,000円ほか）を免除することとし、既に納めた受験料についても返還に応じることとしている。

## 【事例4】次回以降への振替、再受験

平成23年度春期情報処理技術者試験（所管府省：経済産業省、試験実施機関：（独）情報処理推進機構）については、平成23年4月17日に予定していたが、試験の区分に応じ、6月26日又は7月10日に延期（※）。また、4月の試験の受験予定者に対し、同年10月に予定している23年度秋期試験及び翌年4月に予定している平成24年度春期試験への振替を認めた。

※ 同試験は、以下の区分で実施。

6月26日：応用情報技術者試験、プロジェクトマネジャー試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験

7月10日：ITパスポート試験、基本情報技術者試験

#### 【事例5】他試験地への変更可

平成23年5月に実施された新司法試験（所管府省：法務省、試験実施機関：司法試験委員会）については、仙台市試験地での受験を希望していた受験者に対して希望試験地の変更を認めた。

#### 【事例6】申込期間の延長

平成23年の第二種電気工事士試験（所管府省：経済産業省、試験実施機関：（財）電気技術者試験センター）については、同年6月及び11月に筆記試験を行うこととしていた。これらの受験申込期間は、いずれも同年3月14日から4月6日までとしていたが、今回、東日本大震災の被災者に対しては、6月の試験については4月18日から4月22日まで、11月の試験については7月30日から8月5日まで別途申込受付期間を設定した。

#### 【事例7】試験の一部免除に係る有効期限の延長

自動車整備士試験（所管府省、試験実施機関：国土交通省）については、国土交通大臣の指定した自動車整備士養成施設の所定の課程を修了すると、終了後二年間は実技試験の免除を受けられることができるとされている。今回、東日本大震災の被災者で、試験免除の有効期間が平成23年3月11日から同年8月30日までの者に対しては、有効期間を同年8月31日まで延長することとした。

#### 【事例8】その他

運転免許試験（所管府省：警察庁、実施機関：都道府県公安委員会）については、過去3か月以内に5日以上の上路練習をした者でなければ受験することができないとされている。今回、東日本大震災の被災者で、運転免許試験を受験できる期間が平成23年3月11日から同年8月30日までの者に対しては、受験できる期間を同年8月31日まで延長する措置を講じた。

区分	資格制度名	平成23年度の試験の実施時期	平成22年度受験者数	特例措置を実施しておらず、実施の予定もない理由
試験の実施時期が震災から一定期間経過しているため(13制度)	行政書士 ※	平成23年11月13日	70,586人	東日本大震災から試験の実施時期(平成23年11月)までは一定の期間があること、被災地県においても例年どおり試験会場を設け実施する予定(岩手1か所、宮城2か所、福島1か所で実施予定)であることから、現時点で特例措置は予定していない。
	司法書士 ※	平成23年7月3日	26,958人	試験実施日が震災発生日から4か月近く経過していること、試験会場が全国50箇所あり、被災地県(宮城、福島、岩手等)を含めて会場の確保が可能であること、受験申込者から特段の要望がなかったこと等から、例年どおりの実施に支障がないと判断したため。
	土地家屋調査士 ※	平成23年8月21日 (受験申込受付期間: H23.5.30~H23.6.10)	5,643人	試験実施日が震災発生日から5か月以上経過していること、試験会場が全国9箇所あり、被災地県(宮城)を含めて会場の確保が可能であること、受験申込者から特段の要望がなかったこと等から、例年どおりの実施に支障がないと判断したため。
	公害防止管理者 ※	平成23年10月2日 (予定)	29,313人	平成23年10月2日に試験を実施する予定であり、震災後十分に時間を経ていると判断したため。また、(社)産業環境管理協会、経済産業省担当課及び環境省担当課に対して、現時点で受験者からの要望が来ていないため。
	中小企業診断士	1次試験 平成23年8月6日、7日 (受験申込受付期間: 平成23年5月6日~31日) 2次試験 ・筆記試験: 平成23年10月23日 ・口述試験: 平成23年12月18日 (受験申込受付期間: 平成23年8月26日~9月16日)	15,922人 (一次試験)	試験実施日が震災発生日から一定期間経過後であることから、影響が少ないと判断したため。(平成23年度の申込者数は前年とほぼ同数となっている。)
	総合旅行業務取扱管理者	平成23年10月9日	13,351人	試験は平成23年10月に実施されることから、震災の影響が一定程度終息していると思料されるため。
	国内旅行業務取扱管理者	平成23年9月11日	16,287人	試験は平成23年9月に実施されることから、震災の影響が一定程度終息していると思料されるため。
	通訳案内士	筆記試験 平成23年8月28日 口述試験 英語: 平成23年12月4日 英語以外: 平成23年12月11日  (受験申込期間: 平成23年5月16日~6月20日)	7,239人	試験が平成23年8月以降にあり、震災の影響が収まってきたことから特例措置を予定していない。

区分	資格制度名	平成23年度の試験の実施時期	平成22年度受験者数	特例措置を実施しておらず、実施の予定もない理由
	気象予報士 ※	第1回：平成23年8月28日 (申請期間：平成23年6月20日～7月8日) 第2回：平成24年1月29日 (申請期間：平成23年11月14日～12月2日)	第1回 4,787人 第2回 4,330人	震災後初の試験が平成23年8月末であり、申請手続や試験会場確保など、運営上で特段の問題は発生しておらず、通常どおりの実施が可能のため。また、受験者からの要望も特にないため。
	宅地建物取引主任者 ※	平成23年10月16日	186,542人	宅地建物取引主任者試験は、東日本大震災発生から半年以上が経過した10月に開催され、試験会場も全国226か所設けられていることから、特例措置は実施しない。
	管理業務主任者 ※	平成23年12月4日	20,620人	管理業務主任者試験は12月に開催され、受験地についても受験者が自由に選択できるため。
	マンション管理士 ※	平成23年11月27日 (受験申込期間：平成23年9月1日～9月30日)	17,704人	申込もこれからであり、受験地についてもどこでも受けられるため。
	技術管理者 (土壌汚染調査技術管理者) ※	平成23年12月11日	5,554人	当該試験は、毎年度定期的実施し、平成23年度は12月11日に実施する予定であり、震災後十分に時間を経ていると判断したため。なお、現時点で、環境省担当課、東北地方環境事務所及びコールセンター等に被災による試験の実施時期の延期等の要望等はない。
今後必要に応じ検討 (6制度)	貸金業務取扱主任者	平成23年11月20日 (受験申込受付期間：H23.7.1～H23.9.9)	12,081人	平成23年7月1日から受験申込の受付を開始するが、東北地区(仙台)についても、昨年同様に試験を実施する予定であるため。今後、震災を理由とした相談がなされた場合は、必要に応じて特例措置の検討を行う。
	管工事施工管理技士(1級)	平成23年9月4日(学科)、12月4日(実地)	18,491人(学科)	必要に応じて検討
	管工事施工管理技士(2級)	平成23年11月20日	11,862人(学科)	必要に応じて検討
	造園施工管理技士(1級)	平成23年9月4日(学科)、12月4日(実地)	5,143人(学科)	必要に応じて検討
	建築施工管理技士(2級)	平成23年11月13日	22,980人(学科)	必要に応じて検討
	電気工事施工管理技士(2級)	平成23年11月13日	6,870人	必要に応じて検討

区分	資格制度名	平成23年度の試験の実施時期	平成22年度受験者数	特例措置を実施しておらず、実施の予定もない理由
試験会場が複数のため (6制度)	行政書士 ※	平成23年11月13日	70,586人	東日本大震災から試験の実施時期(平成23年11月)までは一定の期間があること、被災地県においても例年どおり試験会場を設け実施する予定(岩手1か所、宮城2か所、福島1か所で実施予定)であることから、現時点で特例措置は予定していない。
	司法書士 ※	平成23年7月3日	26,958人	試験実施日が震災発生日から4か月近く経過していること、試験会場が全国50箇所あり、被災地県(宮城、福島、岩手等)を含めて会場の確保が可能であること、受験申込者から特段の要望がなかったこと等から、例年どおりの実施に支障がないと判断したため。
	土地家屋調査士 ※	平成23年8月21日 (受験申込受付期間:H23.5.30~ H23.6.10)	5,643人	試験実施日が震災発生日から5か月以上経過していること、試験会場が全国9箇所あり、被災地県(宮城)を含めて会場の確保が可能であること、受験申込者から特段の要望がなかったこと等から、例年どおりの実施に支障がないと判断したため。
	宅地建物取引主任者 ※	平成23年10月16日	186,542人	宅地建物取引主任者試験は、東日本大震災発生から半年以上が経過した10月に開催され、試験会場も全国226か所設けられていることから、特例措置は実施しない。
	管理業務主任者 ※	平成23年12月4日	20,620人	管理業務主任者試験は12月に開催され、受験地についても受験者が自由に選択できるため。
	マンション管理士 ※	平成23年11月27日 (受験申込期間: 平成23年9月1日 ~9月30日)	17,704人	申込みこれからであり、受験地についてもどこでも受けられるため。
受験者から要望がないため (6制度)	司法書士 ※	平成23年7月3日	26,958人	試験実施日が震災発生日から4か月近く経過していること、試験会場が全国50箇所あり、被災地県(宮城、福島、岩手等)を含めて会場の確保が可能であること、受験申込者から特段の要望がなかったこと等から、例年どおりの実施に支障がないと判断したため。
	土地家屋調査士 ※	平成23年8月21日 (受験申込受付期間:H23.5.30~ H23.6.10)	5,643人	試験実施日が震災発生日から5か月以上経過していること、試験会場が全国9箇所あり、被災地県(宮城)を含めて会場の確保が可能であること、受験申込者から特段の要望がなかったこと等から、例年どおりの実施に支障がないと判断したため。
	技術士	2次試験 平成23年8月6日、7日 (筆記試験。筆記合格者は H23.12以降口頭試験)	36,432人	受験申込者からの受付期間延長等に関する要望がこれまでのところないため、具体的な実施予定はない。
		1次試験 平成23年10月10日	27,297人	
公害防止管理者 ※	平成23年10月2日 (予定)	29,313人	平成23年10月2日に試験を実施する予定であり、震災後十分に時間を経ていると判断したため。また、(社)産業環境管理協会、経済産業省担当課及び環境省担当課に対して、現時点で受験者からの要望が来ていないため。	

区分	資格制度名	平成23年度の試験の実施時期	平成22年度受験者数	特例措置を実施しておらず、実施の予定もない理由
	気象予報士 ※	第1回:平成23年8月28日 (申請期間:平成23年6月20日～7月8日) 第2回:平成24年1月29日 (申請期間:平成23年11月14日～12月2日)	第1回 4,787人 第2回 4,330人	震災後初の試験が平成23年8月末であり、申請手続や試験会場確保など、運営上で特段の問題は発生しておらず、通常どおりの実施が可能のため。また、受験者からの要望も特にないため。
	技術管理者 (土壌汚染調査技術管理者)※	平成23年12月11日	5,554人	当該試験は、毎年度定期的実施し、平成23年度は12月11日に実施する予定であり、震災後十分に時間を経ていると判断したため。なお、現時点で、環境省担当課、東北地方環境事務所及びコールセンター等に被災による試験の実施時期の延期等の要望等はない。
試験が年に2回行われるため (2制度)	運行管理者 (旅客自動車)	第1回:平成23年8月28日 (申請期間:平成23年5月27日～6月17日) 第2回:平成24年3月4日 (申請期間:平成23年11月25日～12月16日)	6,046人 (22年度第2回試験)	運行管理者試験は、毎年3月と8月に実施しており、定期的に受験可能なため。なお、次回試験は平成23年8月28日に実施予定。
	運行管理者 (貨物自動車)	第1回:平成23年8月28日 (申請期間:平成23年5月27日～6月17日) 第2回:平成24年3月4日 (申請期間:平成23年11月25日～12月16日)	24,295人 (22年度第2回試験)	運行管理者試験は、毎年3月と8月に実施しており、定期的に受験可能なため。なお、次回試験は平成23年8月28日に実施予定。
その他 (4制度)	税理士	平成23年8月2日, 3日, 4日	51,468人	電力事情等により試験実施中に試験の継続が困難となった場合には、その継続困難となった試験室において、当該試験科目を受験していた方のみを対象に再試験を実施予定。
	通関士	平成23年10月初旬予定	9,490人	試験会場の確保等が完了しており、試験実施上の問題が認められないため。
	介護支援専門員	平成23年10月23日 (都道府県が実施、試験日は全国統一)	139,959人	各都道府県の判断による。
	測量士補	平成23年5月22日	10,387人	平成23年度の試験は終了したため。

- (注) 1 当省の実態把握結果による。  
2 ※印は、他の区分に再掲されているもの。

## 東日本大震災に伴う免許証等の再交付手数料の免除措置の実施状況（概要）

59 制度（注）のうち 13 制度については、東日本大震災の被災により、免許証等が汚損、亡失した場合における再交付手続において、通常は必要とされている手数料を免除している（予定を含む。）。

（注）今回実態把握の対象とした 73 制度の中から、免許証等の再交付を資格者団体が行っているもの、従来から免許証等の再交付手数料を徴収していないものなどの 14 制度（次頁の（参考）を参照）を除いた。

これを免許証等の再交付機関の類型別にみると、次のとおりである。

## ○ 岩手県、宮城県及び福島県において免除しているもの（10 制度）

所管府省名	資格制度名
警察庁（1 制度）	運転免許（4, 650, 037 人）
総務省（2 制度）	危険物取扱者（470, 686 人） 消防設備士（79, 359 人）
厚生労働省（3 制度）	登録販売者（38, 853 人） 介護支援専門員（139, 959 人） 保育士（46, 820 人）
経済産業省（2 制度）	第一種電気工事士（46, 742 人） 第二種電気工事士（131, 964 人）
国土交通省（2 制度）	二級建築士（26, 371 人）（注 3） 通訳案内士（7, 239 人）（注 4）

（注）1 当省の実態把握結果による。

2（ ）内の数値は平成 22 年度の全国の受験者数。ただし、運転免許（仮免許も含む）は、平成 22 年の受験者数。

3 二級建築士については、岩手県の場合、免許証の再交付手数料の免除措置は講じられていない。

4 通訳案内士については、岩手県では免除を予定しているが、宮城県及び福島県では被災者が多く確認作業が困難なため、今のところ免除を予定していない。

## ○ 指定登録機関等において免除しているもの（3 制度）

所管府省名	資格制度名
厚生労働省（1 制度）	美容師（27, 636 人）
国土交通省（2 制度）	総合旅行業務取扱管理者（13, 351 人） 国内旅行業務取扱管理者（16, 287 人）

（注）1 当省の実態把握結果による。

2（ ）内の数値は平成 22 年度の全国の受験者数



また、上記 13 制度について、手数料徴収の根拠別にみると、次のとおりである。

法令・条例の別	資格制度名
法令（1 制度）	美容師（27,636 人）（注 3）
条例（10 制度）	運転免許証（4,650,037 人）
	危険物取扱者（470,686 人）
	消防設備士（79,359 人）
	登録販売者（38,853 人）
	介護支援専門員（139,959 人）
	保育士（46,820 人）
	第一種電気工事士（46,742 人）
	第二種電気工事士（131,964 人）
	二級建築士（26,371 人）
	通訳案内士（7,239 人）
根拠法令・条例なし （2 制度）	総合旅行業務取扱管理者（13,351 人） 国内旅行業務取扱管理者（16,287 人）

（注） 1 当省の実態把握結果による。

2（ ）内の数値は平成 22 年度の全国の受験者数。ただし、運転免許（仮免許も含む）は、平成 22 年の受験者数。

3 美容師については、（財）理容師美容師試験研修センターが独自の事業として、無料にて被災により滅失した免許証の再交付を行っている。

（参考）

- 免許証等の再交付を資格者団体が行っているもの：8 制度（公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士）
- 東日本大震災の発生にかかわらず、従来から免許証等の再交付手数料を徴収していないもの：4 制度（中小企業診断士、自動車整備士、宅地建物取引主任者、測量士補）
- 合格証書は再交付していないが、試験に合格している旨の証明書を、東日本大震災の被災者に対して無料で交付しているもの：1 制度（通関士）
- 登録通知書は再交付していないが、有資格者であることを証明する書類として行政機関の保有する個人情報保護法に関する法律に基づき、有資格者名簿の写しを発行できるとしているもの（手数料 300 円）：1 制度（気象予報士）

## 東日本大震災に伴う免許証等の再交付手数料の免除措置を予定していない理由

区分	所管省庁	資格制度名	免許証等の名称	再交付申請先	再交付手数料	免除措置を実施しておらず実施の予定がない理由
法令に免除規定がないため (20制度)	総務省	電気通信主任技術者	電気通信主任技術者資格者証	総務省	1,350円	法令に免除規定がないため。
	厚生労働省	給水装置工事主任技術者	給水装置工事主任技術者免状	厚生労働省	2,150円	同上
	経済産業省	情報処理技術者	情報処理技術者試験合格証明書	(独)情報処理推進機構	700円	同上
	経済産業省	計量士	計量士登録証	経済産業省	2,000円	同上
	経済産業省	エネルギー管理士	エネルギー管理士免状	経済産業省(資源エネルギー庁)	2,250円	同上
	経済産業省	第二種電気主任技術者	第二種電気主任技術者免状	経済産業省(産業保安監督部経由)	2,600円	同上
	経済産業省	第三種電気主任技術者	第三種電気主任技術者免状	経済産業省(産業保安監督部経由)	2,600円	同上
	経済産業省 環境省	公害防止管理者	合格証書	(社)産業環境管理協会	2,150円	同上
	国土交通省	土木施工管理技士(1級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	同上
	国土交通省	土木施工管理技士(2級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	同上
	国土交通省	建設機械施工技士(2級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	同上
	国土交通省	管工事施工管理技士(1級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	同上
	国土交通省	管工事施工管理技士(2級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	同上
	国土交通省	造園施工管理技士(1級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	同上
	国土交通省	建築施工管理技士(1級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	同上
	国土交通省	建築施工管理技士(2級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	同上
	国土交通省	電気工事施工管理技士(1級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	同上
	国土交通省	電気工事施工管理技士(2級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	同上
	国土交通省	管理業務主任者※	管理業務主任者証	地方整備局等	2,300円	再交付の手数料は政令で定められており、再交付のニーズも少ないと考えているため。
	国土交通省	一級建築士(国土交通大臣の免許)	一級建築士免許証	(社)日本建築士連合会(各都道府県建築士会が申請窓口)	5,900円	建築士法第5条第5項及び建築士法施行令第1条において、納付に関する規定が置かれているため。
被災により免許証を喪失した場合、一定期間有効な登録済証明書等を無料で発行することとし、実質的に特例措置を講じているため (19制度)	厚生労働省	精神保健福祉士※	精神保健福祉士登録証	(財)社会福祉振興・試験センター	1,200円	これまでに実施した特例措置(※)で必要な対応はできていると考えているが、今後、被災者からの要望や、他試験の対応等を勘案して検討したい。 ※被災により登録証を失った場合、登録済証明書(有効期限:平成23年12月31日)を無料で発行
	厚生労働省	医師	医師免許証	厚生労働省	3,100円	既に、被災により免許証を失った場合又はき損した場合、登録済証明書(有効期限:平成23年12月31日)を無料で発行するという特例措置を講じており、試験に合格して免許申請した者が医療機関等において勤務するに当たり、登録済証明書を有していれば、当面の間は当該者が免許を受けていることが証明でき、免許証そのものを所持していなくても不都合はないため。
	厚生労働省	歯科衛生士	歯科衛生士免許証	(財)歯科医療研修振興財団	3,100円	同上
	厚生労働省	柔道整復師	柔道整復師免許証	(財)柔道整復研修試験財団	4,000円	同上

区分	所管省庁	資格制度名	免許証等の名称	再交付申請先	再交付手数料	免除措置を実施しておらず実施の予定がない理由
	厚生労働省	はり師	はり師免許証	(財)東洋療法研修試験財団	3,300円	同上
	厚生労働省	きゆう師	きゆう師免許証	(財)東洋療法研修試験財団	3,300円	同上
	厚生労働省	保健師	保健師免許証	厚生労働省	3,100円	同上
	厚生労働省	看護師	看護師免許証	厚生労働省	3,100円	同上
	厚生労働省	理学療法士	理学療法士免許証	厚生労働省	3,100円	同上
	厚生労働省	作業療法士	作業療法士免許証	厚生労働省	3,100円	同上
	厚生労働省	管理栄養士	管理栄養士免許証	厚生労働省	3,300円	被災により免許証を失った場合、平成23年12月31日まで有効な登録済証明書無料で発行することとしているため。
	厚生労働省	社会福祉士※	社会福祉士登録証	(財)社会福祉振興・試験センター	1,200円	これまでに実施した特例措置(※)で必要な対応はできていると考えているが、今後、被災者からの要望や、他試験の対応等を勘案して検討したい。 ※被災により登録証を失った場合、登録済証明書(有効期限:平成23年12月31日)を無料で発行
	厚生労働省	介護福祉士※	介護福祉士登録証	(財)社会福祉振興・試験センター	1,200円	同上
	厚生労働省	一級ボイラー技士	一級ボイラー技士免許証	都道府県労働局	1,500円	被災により免許証を失った場合、平成24年3月31日まで有効な取得済証明書無料で発行することとしているため。 実際に免許証そのものを再交付することになれば、本人確認証明書等各種書類が必要となり、また、一元的に東京の発行センターで処理して被災者の住所に送付することになるため、申請者が避難所などにいる場合、受け取りが困難になるし、発行までも時間がかかる。この点で、都道府県労働局や労働基準監督署でデータ照合の上、その場で即時発行できる取得済証明書であれば、迅速簡単にその場で受け取ることが可能なため、十分「免除措置」の代替と言えるものと思料する。
	厚生労働省	二級ボイラー技士	二級ボイラー技士免許証	都道府県労働局	1,500円	同上
	厚生労働省	クレーン・デリック運転士	クレーン・デリック運転士免許証	都道府県労働局	1,500円	同上
	厚生労働省	潜水士	潜水士免許証	都道府県労働局	1,500円	同上
	厚生労働省	エックス線作業主任者	エックス線作業主任者免許証	都道府県労働局	1,500円	同上
	厚生労働省	衛生管理者	衛生管理者免許証	都道府県労働局	1,500円	同上
これまで震災を理由として再交付申請及び特例措置の要望等はないため(5制度)	文部科学省	技術士	技術士登録証	公益社団法人日本技術士会	6,500円	再交付に関する問い合わせ等がこれまでないため、具体的な実施予定はない。
	厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者	建築物環境衛生管理技術者免状	厚生労働省	1,900円	手数料免除についての要望がなかったため。
	国土交通省	管理業務主任者※	管理業務主任者証	地方整備局等	2,300円	再交付の手数料は政令で定められており、再交付のニーズも少ないと考えているため。
	国土交通省	マンション管理士	マンション管理士登録証	(財)マンション管理センター	2,300円	手数料免除について、特に要望も無く、既に行った再交付も2件のため
	環境省	技術管理者(土壌汚染調査技術管理者)	技術管理者証	環境省	1,250円	現時点で、環境省担当課、東北地方環境事務所及びコールセンター等へ被災による再交付の依頼及び問合せはないため。なお、当該試験は平成22年に第1回を実施したばかりであり、再発行の依頼が発生してもその数は極めて少数と思われる。

区分	所管省庁	資格制度名	免許証等の名称	再交付申請先	再交付手数料	免除措置を実施しておらず実施の予定がない理由
今後、被災者からの要望や他試験の対応等を勘案して検討(4制度)	金融庁	貸金業務取扱主任者	登録完了通知	日本貸金業協会	1,000円	これまで震災を理由とした再交付申請及び特例措置の要望等はないため。今後、震災を理由とした再交付申請等がなされた場合は、必要に応じて特例措置の検討を行う。
	厚生労働省	精神保健福祉士※	精神保健福祉士登録証	(財)社会福祉振興・試験センター	1,200円	これまでに実施した特例措置(※)で必要な対応はできていると考えているが、今後、被災者からの要望や、他試験の対応等を勘案して検討したい。 ※被災により登録証を失った場合、登録済証明書(有効期限:平成23年12月31日)を発行
	厚生労働省	社会福祉士※	社会福祉士登録証	(財)社会福祉振興・試験センター	1,200円	同上
	厚生労働省	介護福祉士※	介護福祉士登録証	(財)社会福祉振興・試験センター	1,200円	同上
手数料が安価なため(2制度)	国土交通省	運行管理者(旅客自動車)	運行管理者資格者証	国土交通省地方運輸局	270円	手数料が安価なため。
	国土交通省	運行管理者(貨物自動車)	運行管理者資格者証	国土交通省地方運輸局	270円	手数料が安価なため。

(注)1 当省の実態把握結果による。

2 資格に係る業務を行う上で、国の行政機関等に対し登録等が必要なものについては、当該登録等に伴い交付される免許証等の再交付に係る手数料を記載した。また、登録等の必要がないものについては、当該資格に係る試験の合格証等の再交付に係る手数料の東日本大震災に係る免除措置の実施状況を記載した。ただし、当該登録を資格者団体がを行い、資格者団体に登録等の手数料を納付するものを除く。

3 「再交付手数料」欄に記載の額は、電子申請以外の場合のもの。

4 ※印は、他の区分にも再掲されているもの

東日本大震災に伴う国の資格試験に係る特例措置の実施状況

資料8

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	根拠法令
								①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類)			有：特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無：特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※：既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	
1	国家公安委員会（警察庁）	運転免許	都道府県公安委員会	通年	学科試験404か所、技能試験122か所（平成22年末現在）	4,650,037人（H22年）※ 仮免許も含む。	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 ⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長 ⑧その他	・運転免許試験に合格した者が、当該合格した運転免許試験に係る運転免許を受けられる期間の延長措置 ・卒業証明書等を有する者が技能試験の免除を受けられる期間の延長措置 ・運転免許試験を受けようとする者は、過去3月以内に5日以上、路上練習をした者でなければならないところ、過去3月以内に5日以上路上練習をしたこととなる期間の末日の延長措置等	各都道府県警察HPに掲載	—	道路交通法（昭和35年法律第105号）
2	金融庁	公認会計士	公認会計士・監査審査会	第Ⅰ回短答式試験 平成22年12月12日 第Ⅱ回短答式試験 平成23年5月29日 論文式試験 平成23年8月19日～8月21日	第Ⅱ回短答式：12か所（札幌市、仙台市、東京都（新宿区、杉並区）、金沢市、名古屋市、吹田市、広島市、高松市、熊本市、福岡市、那覇市）	38,360人（22年第Ⅰ回・第Ⅱ回短答式の延べ人数）	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可 ⑧その他	受験票を受け取ることができなかった場合、本人確認の上で受験を認める。その他個別相談可（他の試験地への変更など）。（第Ⅱ回短答式試験）	公認会計士・監査審査会HPに掲載（平成23年4月14日付け）	—	※ 平成23年論文式試験（23年8月実施）についても第Ⅱ回短答式試験と同様に、個別相談に応じるなどの特例措置を講じる予定。 公認会計士法（昭和23年法律第103号）
3	金融庁	貸金業務取扱主任者	日本貸金業協会	平成23年11月20日（受験申込受付期間：H23.7.1～H23.9.9）	17か所（札幌、仙台、千葉、東京、埼玉、横浜、高崎、名古屋、金沢、大阪、京都、神戸、広島、高松、福岡、熊本、沖縄）	12,081人	無	—	—	—	—	無（平成23年7月1日から受験申込の受付を開始するが、東北地区（仙台）についても、昨年同様に試験を実施する予定であるため。今後、震災を理由とした相談がなされた場合は、必要に応じて特例措置の検討を行う。） 貸金業法（昭和58年法律第32号）
4	総務省	電気通信主任技術者	(財)日本データ通信協会	第1回：平成23年7月10日 第2回：平成24年1月22日	第1回：12か所（札幌、仙台、東京、金沢、長野、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、熊本、那覇）	7,684人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	平成22年度第2回試験合格者に係る資格者証交付申請期限については延長	(財)日本データ通信協会HPに掲載（平成23年4月1日付け）	—	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
5	総務省	行政書士	(財)行政書士試験研究センター	平成23年11月13日	70か所	70,586人	無	—	—	—	—	無（東日本大震災から試験の実施時期（平成23年11月）までは一定の期間があること、被災地県においても例年どおり試験会場を設け実施する予定（岩手1か所、宮城2か所、福島1か所）であることから、現時点で特例措置は予定していない。） 行政書士法（昭和26年法律第4号）
6	総務省	危険物取扱者	(財)消防試験研究センター	平成23年4月から24年3月までの間に、(財)消防試験研究センター道府県支部ごとに実施（東京都は同センター中央試験センターで実施）。なお、実施回数は各都道府県ごとに年2回以上。	都道府県ごとの会場で実施	470,686人	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験 ⑧その他	・追加試験の実施（平成23年7月） ・試験日の振替 ・試験手数料の返還 ・被災者を対象とした試験手数料の不徴収（平成23年度に実施する試験）	(財)消防試験研究センターHPに掲載	—	消防法（昭和23年法律第186号）
7	総務省	消防設備士	(財)消防試験研究センター	平成23年4月から24年3月までの間に、(財)消防試験研究センター道府県支部ごとに実施（東京都は同センター中央試験センターで実施）。なお、実施回数は各都道府県ごとに年1回以上。	都道府県ごとの会場で実施	79,359人	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験 ⑧その他	・試験日の変更（平成23年3月、6月に実施の一部の試験） ・追加試験の実施（平成23年7月、8月） ・試験日の振替 ・試験手数料の返還 ・被災者を対象とした試験手数料の不徴収（平成23年度に実施する試験）	(財)消防試験研究センターHPに掲載	—	消防法（昭和23年法律第186号）
8	法務省	弁護士	司法試験委員会	(新司法試験) 平成23年5月11日、12日、14日、15日	12か所（札幌市、仙台市、東京都（4か所）、名古屋市（2か所）、大阪市（2か所）、広島市、福岡市）	8,163人	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可	仙台市での受験を希望していた者については試験地の変更を認める	法務省HPに掲載	—	司法試験法（昭和24年法律第140号）
9	法務省	司法書士	法務省	平成23年7月3日	法務局又は地方法務局ごとに、それぞれの局が指定した場所（法務局又は地方法務局は各都府県に1か所ずつ、北海道に4か所の計50か所）	26,958人	無	—	—	—	—	無（試験実施日が震災発生日から4か月近く経過していること、試験会場が全国50箇所あり、被災地県（宮城、福島、岩手等）を含めて会場の確保が可能であること、受験申込者から特段の要望がなかったこと等から、例年どおりの実施に支障がないと判断したため） 司法書士法（昭和25年法律第197号）
10	法務省	土地家屋調査士	法務省	平成23年8月21日（受験申込受付期間：H23.5.30～H23.6.10）	法務局（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）、那覇地方法務局ごとにそれぞれの局が指定した場所	5,643人	無	—	—	—	—	無（試験実施日が震災発生日から5か月以上経過していること、試験会場が全国9箇所あり、被災地県（宮城）を含めて会場の確保が可能であること、受験申込者から特段の要望がなかったこと等から、例年どおりの実施に支障がないと判断したため） 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）
11	財務省	税理士	国税審議会	平成23年8月2日、3日、4日	15か所（札幌市、仙台市、新潟市、宇都宮市、さいたま市、東京都、横浜市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、太宰府市、熊本県上益城郡、那覇市）	51,468人	無	—	—	—	—	無（電力事情等により試験実施中に試験の継続が困難となった場合には、その継続困難となった試験室において、当該試験科目を受験していた方のみを対象に再試験を実施予定） 税理士法（昭和26年法律第237号）
12	財務省	通関士	財務省	平成23年10月初旬予定	13か所（北海道、新潟県、東京都、宮城県、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、熊本県、沖縄県）	9,490人	無	—	—	—	—	無（試験会場の確保等が完了しており、試験実施上の問題が認められないため） 通関業法（昭和42年法律第122号）

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	
								(①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類)			有：特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無：特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※：既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	根拠法令
13	文部科学省	技術士	公益社団法人日本技術士会	2次試験 平成23年8月6日、7日 (筆記試験。筆記合格者はH23.12以降口頭試験)	12か所(北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	36,432人	無	—	—	—	無(受験申込者からの受付期間延長等に関する要望がこれまでのところないため、具体的な実施予定はない。)	技術士法(昭和58年法律第25号)
				1次試験 平成23年10月10日	12か所(北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	27,297人		—	—	—		
14	厚生労働省	精神保健福祉士	(財)社会福祉振興・試験センター	平成24年1月28日、29日	7か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県)	7,233人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 ⑧その他	・平成22年度試験(平成23年3月15日合格発表)の合格者のうち、①合格証書等の受取りが困難な者については、合格証書等を(財)社会福祉振興・試験センターで保管、②受験資格が見込み(大学卒業見込み等)であった者については、受験資格が確定した証明書の提出期限を延長(23年4月末まで)、それ以降は個別対応。 ・被災対応により、精神保健福祉士養成施設の授業実施期間が例年に比べて短縮された場合でも、必要な単位を履修した者については、受験資格を認めること。	(財)社会福祉振興・試験センターのHPに掲載 各地方厚生局から、管内の養成施設等に周知	—	精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
15	厚生労働省	医師	厚生労働省	未定 (22年度：平成23年2月12日～14日)	(22年度) 12か所(北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県)	8,611人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	医師法(昭和23年法律第201号)
16	厚生労働省	歯科衛生士	(財)歯科医療研修振興財団	未定 (22年度：平成23年2月27日)	(22年度) 10か所(北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	5,788人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	(財)歯科医療研修振興財団HPに掲載(平成23年3月25日付け)	—	歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
17	厚生労働省	柔道整復師	(財)柔道整復研修試験財団	未定 (22年度：平成23年3月6日)	(22年度) 10か所(北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	6,625人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	(財)柔道整復研修試験財団HPに掲載	—	柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
18	厚生労働省	はり師	(財)東洋療法研修試験財団	未定 (22年度：平成23年2月27日)	(22年度) 晴眼者：10か所(北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県) 視覚障害者：各都道府県(山形県は除く)	5,483人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	(財)東洋療法研修試験財団HPに掲載	—	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
19	厚生労働省	きゆう師	(財)東洋療法研修試験財団	未定 (22年度：平成23年2月27日)	(22年度) 晴眼者：10か所(北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県) 視覚障害者：各都道府県(山形県は除く)	5,499人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	(財)東洋療法研修試験財団HPに掲載	—	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
20	厚生労働省	保健師	厚生労働省	未定 (22年度：平成23年2月18日)	(22年度) 11か所(北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	14,819人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
21	厚生労働省	看護師	厚生労働省	未定 (22年度：平成23年2月20日)	(22年度) 11か所(北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	54,138人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
22	厚生労働省	理学療法士	厚生労働省	未定 (22年度：平成23年2月27日、28日)	(22年度筆記試験) 8か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県、沖縄県)	10,475人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
23	厚生労働省	作業療法士	厚生労働省	未定 (22年度：平成23年2月27日、28日)	(22年度筆記試験) 8か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県、沖縄県)	5,824人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	
								(①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類)			有：特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無：特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※：既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	根拠法令
24	厚生労働省	管理栄養士	厚生労働省	未定 (22年度：平成23年3月20日)	(22年度) 8か所（北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県、沖縄県）	19,923人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 ②試験日の変更、追加試験の実施	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等 ・平成23年3月20日の試験について、宮城県及び東京都で追加試験を実施（平成23年7月31日実施） (なお、平成23年3月20日の宮城県会場は中止)	厚生労働省HPに掲載	—	栄養士法（昭和22年法律第245号）
25	厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者	(財)ビル管理教育センター	平成23年10月2日 (受験申込受付期間：H23.5.9～H23.6.15)	6か所（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、福岡市）	10,194人	有	⑧その他	試験申込み等に関し、個別の相談を受付	受験の手引きに記載	—	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
26	厚生労働省	美容師	(財)理容師美容師試験研修センター	実技試験 平成23年8月1日から平成24年2月1日から 筆記試験 平成23年9月4日 平成24年3月4日	実技試験：53か所（47都道府県（東京都6か所、大阪府2か所、その他各1か所）） 筆記試験：15か所（北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県、沖縄県）	27,636人	有	②試験日の変更、追加試験の実施	・平成23年8月1日からの実技試験について、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の会場での受験者について試験日を変更（平成23年9月5日から6日）し、対象者に対して郵送でその旨を通知。	公表なし	—	美容師法（昭和32年法律第163号）
27	厚生労働省	給水装置工事主任技術者	(財)給水工事技術振興財団	平成23年10月23日 (受験申込受付期間：H23.5.23～H23.6.30)	9か所（札幌市、仙台市、習志野市、杉並区、みよし市、大阪市、広島市、福岡市、那覇市）	14,869人	有	⑧その他	以下について、受験申込期間の間実施。 ・受験申込時に提出する給水装置工事実務従事証明書の証明者及び証明印について 実務従事を証する法人の被災により、当該法人による給水装置工事実務従事証明書を提出できない場合等において、代替となる証明書の提出により申請を受け付ける。 ・試験科目の一部免除を受ける際の給水装置工事実務従事証明書の写しについて 被災により管工事施工管理技術検定合格証明書を紛失した場合において、同証明書の再交付申請中であることを証する書面の写しの提出により一部免除の申請を受け付ける（後日、管工事施工管理技術検定合格証明書の提出が必要）。	問合せがあった場合、応答	—	水道法（昭和32年法律第177号）
28	厚生労働省	登録販売者	都道府県	都道府県が実施（年1回） 岩手県、宮城県、福島県は未定 (平成22年度は3県とも8月25日) 茨城県：平成23年9月24日 千葉県：平成23年9月11日 など	各都道府県	38,853人	有	②試験日の変更、追加試験の実施	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県では、平成23年8月に予定していた試験を延期	各県のHPに掲載	—	薬事法（昭和35年法律第145号）
29	厚生労働省	社会福祉士	(財)社会福祉振興・試験センター	平成24年1月下旬（予定）	24か所（北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県）	43,568人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 ⑧その他	・平成22年度試験（平成23年3月15日合格発表）の合格者のうち、①合格証書等の受取りが困難な者については、合格証書等を(財)社会福祉振興・試験センターで保管、②受験資格が見込み（大学卒業見込み等）であった者については、受験資格が確定した証明書の提出期限を延長（23年4月末まで）、それ以降は個別対応。 ・被災対応により、社会福祉士養成施設の授業実施期間が例年に比べて短縮された場合でも、必要な単位を履修した者については、受験資格を認めること。	(財)社会福祉振興・試験センターのHPに掲載 各地方厚生局から、管内の養成施設等に周知	—	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
30	厚生労働省	介護福祉士	(財)社会福祉振興・試験センター	【筆記試験】 平成24年1月下旬（予定） 【実技試験】 平成24年3月上旬（予定）	24か所（北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県）	154,223人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 ⑧その他	・平成22年度試験（平成23年3月29日合格発表）の合格者のうち、①合格証書等の受取りが困難な者については、合格証書等を(財)社会福祉振興・試験センターで保管、②受験資格が見込み（福祉系高校卒業見込み）であった者については、受験資格が確定した証明書の提出期限を延長（23年4月末まで）、それ以降は個別対応。 ・被災対応により、介護福祉士養成施設の授業実施期間が例年に比べて短縮された場合でも、必要な単位を履修した者については、登録資格を認めること。	(財)社会福祉振興・試験センターのHPに掲載 各地方厚生局から、管内の養成施設等に周知	—	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
31	厚生労働省	介護支援専門員	都道府県	平成23年10月23日 (都道府県が実施、試験日は全国統一)	各都道府県 (岩手県は2か所、宮城県、福島県は未定)	139,959人	無	—	—	—	無（各都道府県の判断による）	介護保険法（平成9年法律第123号）
32	厚生労働省	保育士	(社)全国保育士養成協議会	【筆記試験】 平成23年8月6日、7日 【実技試験】 平成23年10月9日	各都道府県	46,820人	有	⑧その他	受験申請書受付期間の締切である平成23年5月11日まで（消印有効）の提出が難しい場合は、電話にて詳しい状況を確認した上で案内。	(社)全国保育士養成協議会のHPに掲載（平成23年4月1日付け）	—	児童福祉法（昭和22年法律第164号）

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	
								(①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類)			有: 特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無: 特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※: 既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	根拠法令
33	厚生労働省	社会保険労務士	全国社会保険労務士会連合会	平成23年8月28日	33か所（北海道、宮城県、群馬県(2)、埼玉県、千葉県、東京都(6)、神奈川県(2)、石川県(2)、静岡県、愛知県(3)、京都府(2)、大阪府(2)、兵庫県、岡山県、広島県、香川県(2)、福岡県(2)、熊本県、沖縄県)	55,445人	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可	試験地に岩手県及び山形県を追加	・平成23年4月28日付け官報公示 ・社会保険労務士試験公式HPに掲載	—	社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）
34	厚生労働省	一級ボイラー技士	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、おおむね2か月に1回実施。実施時期はおおむね同一日。 ・東北センター：平成23年5月23日、7月11日、9月1日、11月17日、24年1月24日、2月15日	7か所の安全衛生技術センター（北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉縣市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市）	8,511人	有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う（受験申込なし）。	公表なし	—	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
35	厚生労働省	二級ボイラー技士	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、おおむね毎月1回実施。実施時期はおおむね同一日。 ・東北センター：平成23年5月20日、6月13日、28日、7月26日、8月17日、9月6日、10月17日、11月2日、12月14日、24年1月30日、2月17日、3月14日	7か所の安全衛生技術センター（北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉縣市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市）	35,258人	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東北安全衛生技術センターで23年6月28日の試験日を追加した。 ・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う（東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者(278人)に個別に照会）。	公表なし	—	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
36	厚生労働省	クレーン・デリック運転士	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、おおむね毎月1回実施。実施時期はおおむね同一日。 ・東北センター：平成23年6月21日、8月22日、10月12日、11月1日、12月15日、24年2月10日	7か所の安全衛生技術センター（北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉縣市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市）	23,513人	有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験 ⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う。（東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者(15人)に個別に照会。） ・学科試験合格者又は運転実技教習修了者であって、震災による負傷等被災のために当該免許に係る試験を受ける機会を失い、合格した学科試験が行われた日又は運転実技教習を修了した日から1年を超えた者については、平成23年8月末までの間は、当該期間が1年を超えない者と同様に学科試験又は実技試験の免除を受けることができるものとして取り扱う。	試験の一部免除に係る有効期限については、(財)安全衛生技術試験協会のHPに掲載	—	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
37	厚生労働省	潜水士	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、おおむね年4回実施。実施時期はおおむね同一日。 ・東北センター：平成23年7月6日、10月13日、24年1月26日	7か所の安全衛生技術センター（北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉縣市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市）	6,594人	有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う（東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者(11人)に個別に照会。）。	公表なし	—	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
38	厚生労働省	エックス線作業主任者	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、年3回～6回実施。実施時期はおおむね同一日。 ・東北センター：平成23年7月20日、11月28日、24年3月6日	7か所の安全衛生技術センター（北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉縣市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市）	5,906人	有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う（受験申込者なし）。	公表なし	—	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
39	厚生労働省	衛生管理者	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、毎月1回～3回実施。東北センターでは、年18回。	7か所の安全衛生技術センター（北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉縣市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市）	79,117人（第一種、第二種合計）	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東北安全衛生技術センターで23年6月9日の試験日を追加した。 ・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う（東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者(304人)に個別に照会）。	試験日の追加について、(財)安全衛生技術試験協会のHPに掲載	—	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）



No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	
								(①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類)			有：特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無：特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※：既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	根拠法令
40	経済産業省	情報処理技術者	(独)情報処理推進機構	【春期試験】 平成23年4月17日 ⇒6月26日・7月10日に延期 ※試験区分によって試験日が相違  【秋期試験】 平成23年10月16日	特別試験 62か所	444,669人	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験 ⑤試験地追加、他試験地への変更可	・平成23年4月17日に実施を予定していた平成23年度春期情報処理技術者試験(春期試験)を中止(延期)し、平成23年度特別情報処理技術者試験(特別試験)として実施(試験区分により、6月26日又は7月10日に延期)。春期試験の応募内容のまま特別試験に受験を希望する場合、特段、手続は不要。試験地の変更を希望する場合、所定の手続により、試験地の変更が可能。 ・春期試験の応募者で、受験手数料の返還を希望する場合、所定の手続により、受験手数料の返還を受けることが可能。 ・東日本大震災の被災者に対しては、所定の手続に関する申請期間(4月14日～4月28日)以降も受験手数料を返還(個別に情報処理技術者試験センターに照会のこと)。 ・春期試験の応募者で、平成23年度秋期情報処理技術者試験(秋期試験)の受験を希望する場合、所定の手続により、秋期試験の受験に振り替えることが可能。  また、特別試験の可否を踏まえ、秋期試験への応募が可能になるように、 ・特別試験の合格発表までの期間を例年と比較して最大18日間短縮(試験区分によって相違)。 ・秋期試験の受付期間を例年と比較して2週間程度後ろ倒し。	○春期試験の応募者全員に連絡(郵送) (平成23年4月11日発送) ○(独)情報処理推進機構のHPに掲載 (平成23年3月25日、4月5日) ○春期試験の応募者等のうち電子メールアドレス登録者に連絡(メール) (平成23年3月25日、4月6日)	—	情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)
41	経済産業省	弁理士	工業所有権審議会	【短答式筆記試験】 平成23年5月22日 【論式式筆記試験】 必須科目：平成23年7月3日 選択科目：平成23年7月24日 【口述試験】 平成23年10月15日 ～10月21日	【短答式筆記試験】 7か所(東京(3か所)、大阪、仙台、名古屋、福岡) 【論式式筆記試験】 3か所(東京(2か所)、大阪) 【口述試験】 1か所(東京)	9,152人	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可 ⑥申込期間の延長	・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第3項に基づき、申し出に対して、平成23年弁理士試験願書受付期間の満了日を平成23年4月10日から平成23年4月21日に延長した。 ・試験地の変更を希望する場合は、所定の手続により、試験地の変更が可能。	—	—	弁理士法(平成12年法律第49号)
42	経済産業省	計量士	経済産業省	平成24年3月上旬 (受験申込受付期間：平成23年10月中旬～下旬)	9か所(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄)	6,807人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	<平成23年3月6日実施試験の合格者に対して行った措置> ・一部被害の大きかった被災地在住の合格者について、その居所の確認を行い、住所変更について手続きを簡略化した上で、新しい居所へ合格証書を送付した。 ・被災地在住の合格者の合格証書が所在不明により配送不可能となった場合には、当省HP等に、その情報を掲載して、当該合格者の所在地をつきとめる方策を検討した(※なお、合格証書は全て送付できたため、本方策は結果として実施せず。)	—	—	計量法(平成4年法律第51号)
43	経済産業省	エネルギー管理士	(財)省エネルギーセンター	平成23年9月25日 (受験申込受付期間：平成23年7月1日～22日)	10か所(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、富山市、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市)	12,516人	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ⑥申込期間の延長	例年8月上旬実施のものを9月25日に延期 (申込受付期間も例年5月下旬から6月中旬まで実施のものを7月1日から7月22日に延期)	(財)省エネルギーセンターのHPに掲載(平成23年4月8日、12日)、関連雑誌に案内を掲載 受験者の大半を占める第1種エネルギー管理指定工場に、受験案内(受験の手引)、ポスターを送付し、日程変更を告知	—	エネルギーの合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)
44	経済産業省	第二種電気主任技術者	(財)電気技術者試験センター	【一次試験】 平成23年9月3日 【二次試験】 平成23年11月27日 (受験申込受付期間：平成23年5月23日～6月10日 ※インターネットによる申込みは6月17日午後5時まで)	10か所(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、野々市町、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市)	9,710人(総申込者)	有	⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・第二種電気主任技術者試験の一次試験免除者の資格有効年度を1年延長 ・第二種電気主任技術者試験の科目合格留保者の資格有効年度を1年延長  ※対象者： 平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地震の災害救助法適用地域に居住する者で平成23年度受験申し込みをしなかった次の者 ・平成22年度一次試験に合格した者 ・平成21年度又は平成22年度に科目合格した者	(財)電気技術者試験センターのHPに掲載(平成23年4月8日付け)	—	電気事業法(昭和39年法律第170号)

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定		
								(①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類)			有: 特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無: 特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※: 既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	根拠法令	
45	経済産業省	第三種電気主任技術者	(財)電気技術者試験センター	平成23年9月4日 (受験申込受付期間:平成23年5月23日~6月10日 ※インターネットによる申込みは6月17日午後5時まで)	28か所(札幌市、宮城県、山形市、新潟市、水戸市、埼玉県、千葉市、東京都、東京多摩、神奈川県、大垣市、静岡市、名古屋市、津市、野々市町、彦根市、京都市、大阪府、神戸市、松江市、広島市、高松市、松山市、福岡市、長崎市、熊本市、別府市、那覇市)	50,794人	有	⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・第三種電気主任技術者試験の科目合格留保者の資格有効年度を1年延長 ※対象者 平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地震の災害救助法適用地域に居住する者で平成23年度受験申し込みをしなかった次の者 ・平成21年度又は平成22年度に科目合格した者	(財)電気技術者試験センターのHPに掲載(平成23年4月8日付け)	—	電気事業法(昭和39年法律第170号)	
46	経済産業省	第一種電気工事士	(財)電気技術者試験センター	【筆記試験】平成23年10月2日 【技能試験】平成23年12月4日 (受験申込受付期間:平成23年7月5日~22日 ※インターネットによる申込みは7月29日17時まで)	(22年度筆記試験)12か所(札幌市、仙台市、新潟市、東京都、埼玉県、名古屋、金沢市、大阪府、広島市、高松市、福岡市、沖縄県)	46,742人(総申込者)	有	⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・筆記試験免除を平成24年度に適用 ※対象者 東日本大震災の災害救助法適用の地域(東京都を除く)に居住し、平成23年度に受験できない筆記試験免除者(平成22年度筆記試験合格者)	(財)電気技術者試験センターのHPに掲載(平成23年6月17日付け)	—	電気工事士法(昭和35年法律第139号)	
47	経済産業省	第二種電気工事士	(財)電気技術者試験センター	上期試験 【筆記試験】平成23年6月5日 【技能試験】平成23年7月23日・24日 下期試験 【筆記試験】平成23年10月1日 【技能試験】平成23年12月3日	上期試験 ・筆記試験:56か所 ・技能試験:55か所 下期試験 ・筆記試験:12か所 ・技能試験:11か所	131,964人(総申込者)	有	⑥申込期間の延長 ⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・平成23年度上期試験及び下期試験の受験申込受付期間を別途設定 ※対象者 東日本大震災の災害救助法適用の地域(東京都を除く)に居住する者 ・筆記試験免除を平成24年度に適用 対象者 東日本大震災の災害救助法適用の地域(東京都を除く)に居住し、平成23年度に受験できない筆記試験免除者(平成22年度筆記試験合格者)	(財)電気技術者試験センターのHPに掲載(平成23年3月28日付け、4月11日付け)	—	電気工事士法(昭和35年法律第139号)	
48	経済産業省 環境省	公害防止管理者	(社)産業環境管理協会	平成23年10月2日(予定)	(22年度)9か所(札幌市、仙台市、東京都、愛知県、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市)	29,313人	無	—	—	—	—	無(平成23年10月2日に試験を実施する予定であり、震災後十分に時間を経っていると判断したため。また、(社)産業環境管理協会、経済産業省担当課及び環境省担当課に対して、現時点で受験者からの要望が来ていないため。)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)
49	経済産業省	中小企業診断士	(社)中小企業診断協会	1次試験 平成23年8月6日、7日 (受験申込受付期間:平成23年5月6日~31日) 2次試験 ・筆記試験:平成23年10月23日 ・口述試験:平成23年12月18日 (受験申込受付期間:平成23年8月26日~9月16日)	1次試験 13か所(札幌、仙台、東京(6か所)、名古屋、大阪(2か所)、広島、福岡)	15,922人(1次試験)	無	—	—	—	—	無:試験実施日が震災発生日から一定期間経過後であることから、影響が少ないと判断したため。(平成23年度の申込者数は前年とほぼ同数となっている。)	中小企業支援法(昭和38年法律第147号)
50	国土交通省	総合旅行業務取扱管理者	一般社団法人日本旅行業協会	平成23年10月9日	(22年度)11か所(北海道、宮城県、東京都(3か所)、神奈川県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県、沖縄県)	13,351人	無	—	—	—	—	無(試験は平成23年10月に実施されることから、震災の影響が一定程度終息していると思料されるため)	旅行業法(昭和27年法律第239号)
51	国土交通省	国内旅行業務取扱管理者	(社)全国旅行業協会	平成23年9月11日	(22年度)12か所(北海道、宮城県、埼玉県、東京都(3か所)、神奈川県、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県、沖縄県)	16,287人	無	—	—	—	—	無(試験は平成23年9月に実施されることから、震災の影響が一定程度終息していると思料されるため)	旅行業法(昭和27年法律第239号)
52	国土交通省	通訳案内士	(独)国際観光振興機構	筆記試験 平成23年8月28日 口述試験 英語:平成23年12月4日 英語以外:平成23年12月11日 (受験申込期間:平成23年5月16日~6月20日)	筆記試験 ・日本国内(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、京都府、広島市、福岡市、那覇市) ・日本国外(ソウル市、北京、香港特別行政区、台北市) 口述試験 ・英語:東京都、京都府、福岡市 ・英語以外:東京都	7,239人	無	—	—	—	—	無(試験が平成23年8月以降にあり、震災の影響が収まってきたことから特例措置を予定していない)	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	
								(①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類)			有: 特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無: 特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※: 既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	根拠法令
53	国土交通省	自動車整備士	国土交通省	自動車整備士技能検定試験 種目: 二級自動車シヤン整備士 学科試験: 平成23年8月3日 実地試験: 平成23年9月11日 (受付期間: 平成23年5月9日～13日) ※全部免除申請: 随時受付	二級自動車シヤン整備士 ・学科試験: 各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県 ・実地試験: 関東及び中部運輸局が指定する都県	全部免除申請(二級自動車シヤン整備士の学科試験受験者数: 63人) を含む技能検定申請者数 33,253人	有	⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・特定被災地域内の住所を有する者について、自動車整備士技能検定の試験免除の有効期間が平成23年3月11日から同年8月30日までのものは、平成23年8月31日まで延長  ※特定被災地域: 岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域並びに青森県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の区域のうち、東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域	①平成23年3月23日付け東北運輸局HPIにて公表 ②平成23年3月23日付け国土交通省告示第298号をHPIに掲載	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	
			(社)日本自動車整備振興会連合会	【参考】 自動車整備技能登録試験 第1回登録試験 学科試験: 平成23年10月2日 実地試験: 平成24年1月15日 (受付期間: 平成23年8月1日～5日) 第2回登録試験 ・学科(筆記)試験: 平成24年3月25日 ・口述試験(一級小型のみ): 平成24年5月13日 ・実地試験: 平成24年8月26日 (受付期間: 平成24年1月23日～27日)	学科(筆記)試験: 各自動車整備振興会所在地の都道府県等  口述試験(1級小型のみ): 札幌、宮城、新潟、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡  実地試験: 札幌、宮城、新潟、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡、沖縄	(22年度第1回と第2回の学科試験受験者(口述試験を除く)) 45,534人		②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ⑤試験地追加、他試験地への変更可	・平成23年3月20日実施の平成22年度第2回自動車整備技能登録試験学科試験について、宮城及び福島における試験の実施を中止し、茨城の水戸会場は、試験会場を変更。震災の影響により当初予定していた受験会場と異なる場所で受験することを希望することも可。震災の影響で試験を欠席した者に対して追試験を23年6月19日に実施。追試験を受験しない者(棄権者)に対し受験料を返還。	①平成23年3月15日付け(社)日本自動車整備振興会連合会HPIにて公表 ②平成23年4月5日付け(社)日本自動車整備振興会連合会HPIにて公表	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	
54	国土交通省	運行管理者(旅客自動車)	(財)運行管理者試験センター	第1回: 平成23年8月28日 (申請期間: 平成23年5月27日～6月17日) 第2回: 平成24年3月4日 (申請期間: 平成23年11月25日～12月16日)	全都道府県	6,046人(22年度第2回試験)	無	—	—	—	無(運行管理者試験は、毎年3月と8月に実施しており、定期的に受験可能なため。なお、次回試験は平成23年8月28日に実施予定。)	道路運送法(昭和26年法律第183号)
55	国土交通省	運行管理者(貨物自動車)	(財)運行管理者試験センター	第1回: 平成23年8月28日 (申請期間: 平成23年5月27日～6月17日) 第2回: 平成24年3月4日 (申請期間: 平成23年11月25日～12月16日)	全都道府県	24,295人(22年度第2回試験)	無	—	—	—	無(運行管理者試験は、毎年3月と8月に実施しており、定期的に受験可能なため。なお、次回試験は平成23年8月28日に実施予定。)	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
56	国土交通省	気象予報士	(財)気象業務支援センター	第1回: 平成23年8月28日 (申請期間: 平成23年6月20日～7月8日) 第2回: 平成24年1月29日 (申請期間: 平成23年11月14日～12月2日)	6か所(北海道、宮城県、東京都、大阪府、福岡県、沖縄県)	第1回 4,787人 第2回 4,330人	無	—	(備考: 平成22年度第2回気象予報士試験結果の可否通知を再発行)	(財)気象業務支援センターHPIに掲載	無(震災後初の試験が平成23年8月末であり、申請手続や試験会場確保など、運営上で特段の問題は発生しておらず、通常どおりの実施が可能のため。また、受験者からの要望も特にないため。)	気象業務法(昭和27年法律第165号)
57	国土交通省	土木施工管理技士(1級)	(財)全国建設研修センター	平成23年7月3日(学科)、10月2日(実地)	13か所(札幌、釧路、青森、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、岡山、広島、高松、福岡、那覇)	39,733人(学科)	有	⑥申込期間の延長	平成23年4月1日から同15日までとしていた申込受付期間を5月6日までに延長	(財)全国建設研修センターHPIに掲載(H23.4.1)	—	建設業法(昭和24年法律第100号)
58	国土交通省	土木施工管理技士(2級)	(財)全国建設研修センター	平成23年10月23日	19か所(札幌、釧路、青森、仙台、秋田、東京、新潟、富山、静岡、名古屋、大阪、松江、岡山、広島、高松、高知、福岡、鹿児島、那覇)	28,992人(学科)	有	⑥申込期間の延長	平成23年4月14日から同28日までとしていた申込受付期間を5月13日までに延長	(財)全国建設研修センターHPIに掲載(H23.4.1)	—	建設業法(昭和24年法律第100号)
59	国土交通省	建設機械施工技士(2級)	(財)日本建設機械化協会	平成23年6月19日(学科) 平成23年8月～9月(実地)	学科: 10か所(北広島市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、東大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市)	5,613人(学科)	有	⑥申込期間の延長	平成23年3月11日から同4月8日までとしていた申込受付期間を4月28日までに延長	(社)日本建設機械化協会HPIにて公表	—	建設業法(昭和24年法律第100号)
60	国土交通省	管工事施工管理技士(1級)	(財)全国建設研修センター	平成23年9月4日(学科)、12月4日(実地)	10か所(札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇)	18,491人(学科)	無	—	—	—	無(必要に応じて検討)	建設業法(昭和24年法律第100号)
61	国土交通省	管工事施工管理技士(2級)	(財)全国建設研修センター	平成23年11月20日	13か所(札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇)	11,862人(学科)	無	—	—	—	無(必要に応じて検討)	建設業法(昭和24年法律第100号)
62	国土交通省	造園施工管理技士(1級)	(財)全国建設研修センター	平成23年9月4日(学科)、12月4日(実地)	10か所(札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇)	5,143人(学科)	無	—	—	—	無(必要に応じて検討)	建設業法(昭和24年法律第100号)
63	国土交通省	建築施工管理技士(1級)	(財)建設業振興基金	平成23年6月12日(学科)、10月16日(実地)	10か所(札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄)	25,640人(学科)	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可	試験は予定どおり行いが、受験地の変更可	平成23年4月20日付け(財)建設業振興基金HPIにて公表	—	建設業法(昭和24年法律第100号)
64	国土交通省	建築施工管理技士(2級)	(財)建設業振興基金	平成23年11月13日	13か所(札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、沖縄)	22,980人(学科)	無	—	—	—	無(必要に応じて検討)	建設業法(昭和24年法律第100号)
65	国土交通省	電気工事施工管理技士(1級)	(財)建設業振興基金	平成23年6月12日(学科)、10月16日(実地)	10か所(札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄)	19,448人(学科)	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可	試験は予定どおり行いが、受験地の変更可	平成23年4月20日付け(財)建設業振興基金HPIにて公表	—	建設業法(昭和24年法律第100号)

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	根拠法令
								(①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類)			有：特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無：特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※：既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	
66	国土交通省	電気工事施工管理技士(2級)	(財)建設業振興基金	平成23年11月13日	13か所(札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、沖縄)	6,870人(学科)	無	—	—	—	無(必要に応じて検討)	建設業法(昭和24年法律第100号)
67	国土交通省	宅地建物取引主任者	(財)不動産適正取引推進機構	平成23年10月16日	226か所(各都道府県1か所以上)	186,542人	無	—	—	—	無(宅地建物取引主任者試験は、東日本大震災発生から半年以上が経過した10月に開催され、試験会場も全国226か所設けられていることから、特例措置は実施しない)	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)
68	国土交通省	測量士補	国土地理院	平成23年5月22日	14か所(北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)	10,387人	無	—	—	—	無(平成23年度の試験は終了したため)	測量法(昭和24年法律第188号)
69	国土交通省	管理業務主任者	(社)高層住宅管理業協会	平成23年12月4日	8か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県、沖縄県)	20,620人	無	—	—	—	無(管理業務主任者試験は12月に開催され、受験地については受験者が自由に選択できるため)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)
70	国土交通省	二級建築士	(財)建築技術教育普及センター	【学科試験】平成23年7月3日 【設計製図試験】平成23年9月11日	【学科試験】58か所(各都道府県1以上(北海道7、埼玉2、東京3、京都2、鹿児島2)) 【設計製図試験】57か所(各都道府県1回以上(北海道6、埼玉2、東京4、京都2))	26,371人	有	⑥申込期間の延長 ⑧その他	・受験申込書の郵送による配布期間の延長 ・受付場所における受験申込受付期間の追加 ・受付場所の窓口で受験申し込みが困難な場合に、郵送による受験申込書の受付の実施 ・受験資格に係る学校が震災の影響により、証明書類の発行が困難な場合は、受験申込書の裏面の受験票貼付欄の余白に、「学校名とその電話番号」、「提出できる時期」を明記し、受験申込が可(建築技術教育普及センターの指定する日までに、証明書類を提出)	(財)建築技術教育普及センターHPに掲載	—	建築士法(昭和25年法律第202号)
71	国土交通省	一級建築士	(財)建築技術教育普及センター	【学科試験】平成23年7月24日 【設計製図試験】平成23年10月9日	【学科試験】58か所(各都道府県1以上(北海道2、埼玉2、千葉2、東京7、神奈川2、大阪2)) 【設計製図試験】52か所(各都道府県1以上(北海道2、東京5))	38,476人	有	⑧その他	震災の影響により、インターネットによる受験申込や受付場所における受験申込が困難な者は、原則として平成23年5月13日午後4時までに、電話によりセンター本部・支部、又は最寄りの都道府県建築士会に申し出て受験申込方法等に係る説明を受けることを受験要領等により案内	(財)建築技術教育普及センターHPに掲載(平成23年4月6日付け、4月25日付け)	—	建築士法(昭和25年法律第202号)
72	国土交通省	マンション管理士	(財)マンション管理センター	平成23年11月27日 (受験申込期間：平成23年9月1日～9月30日)	札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、那覇市並びにこれら周辺地域	17,704人	無	—	—	—	無(申込もこれからであり、受験地についてもどこでも受けられるため。)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)
73	環境省	技術管理者(土壌汚染調査技術管理者)	環境省	平成23年12月11日	仙台、東京(2か所)、名古屋、大阪、福岡	5,554人	無	—	—	—	無(当該試験は、毎年度定期的の実施し、平成23年度は12月11日に実施する予定であり、震災後十分に時間を経ていると判断したため。なお、現時点で、環境省担当課、東北地方環境事務所及びコールセンター等に被災による試験の実施時期の延期等の要望等はない。)	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)

(注) 1 本表は、平成22年度の受験者数が5,000人以上(一種、二種等の種別があり、試験実施時期等が異なる場合は、その種別ごと)の資格制度(講習の受講により取得できる資格は除く。)について、本省が作成した。  
2 試験や受験申込期間の終了等により、ホームページから特例措置の情報が現在では掲載されていない資格試験もあるが、「特例措置の公表・周知状況」欄については、本資料取りまとめまでの間に公表されていたものを記載している。

## 東日本大震災に伴う免許証等の再交付手数料の免除措置の実施状況

No.	所管府省名	資格制度名	免許証等の名称	再交付申請先	再交付手数料	再交付手数料の免除の有無	免除措置を実施していない場合、今後の実施予定 有:実施予定がある場合、その内容 無:実施予定がない場合、その理由	再交付手数料の根拠法令		備考
								納付義務	手数料額	
1	国家公安委員会(警察庁)	運転免許	運転免許証	都道府県公安委員会	3,650円 (仮免許証については、1,200円)	有	-	条例	条例	平成23年6月29日現在、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、兵庫県、広島県、徳島県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県において実施
3	金融庁	貸金業務取扱主任者	登録完了通知	日本貸金業協会	1,000円	無	無(これまで震災を理由とした再交付申請及び特例措置の要望等はないため。今後、震災を理由とした再交付申請等がなされた場合は、必要に応じて特例措置の検討を行う。)	法令における規定なし	法令における規定なし	-
4	総務省	電気通信主任技術者	電気通信主任技術者資格者証	総務省	1,350円	無	無(法令に免除規定がないため)	電気通信事業法第174条第1項	電気通信事業法施行令第10条	-
6	総務省	危険物取扱者	危険物取扱者免状	都道府県	1,800円	有	-	条例	条例	平成23年6月22日現在、北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、千葉県、東京都、新潟県、愛知県、三重県、大分県において実施
7	総務省	消防設備士	消防設備士免状	都道府県	1,800円	有	-	条例	条例	平成23年6月22日現在、北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、千葉県、東京都、新潟県、愛知県、三重県、大分県において実施
12	財務省	通関士	通関士試験合格証書	税関	-	-	-	-	-	通関士試験合格証書を紛失等した場合は、通関士試験を合格している旨の証明書を交付している(関税法第102条)。東日本大震災の被災者に係る証明書交付の場合、その手数料(400円)を免除できる旨が規定されている(関税法第102条の2)。
13	文部科学省	技術士	技術士登録証	公益社団法人日本技術士会	6,500円	無	無(再交付に関する問い合わせ等がこれまでないため、具体的な実施予定はない。)	技術士法第39条第2項	技術士法施行令第4条第1項	-
14	厚生労働省	精神保健福祉士	精神保健福祉士登録証	(財)社会福祉振興・試験センター	1,200円	無	無(これまでに実施した特例措置で必要な対応はできていると考えているが、今後、被災者からの要望や、他試験の対応等を勘案して検討したい。)	精神保健福祉士法第34条	精神保健福祉士法施行令第3条	被災により登録証を失った場合、登録済証明書(有効期限:平成23年12月31日)を無料で発行
15	厚生労働省	医師	医師免許証	厚生労働省	3,100円	無	無(既に、被災により免許証を失った場合又はき損した場合、登録済証明書(有効期限:平成23年12月31日)を無料で発行するという特例措置を講じており、試験に合格して免許申請した者が医療機関等において勤務するに当たり、登録済証明書を有していれば、当面の間は当該者が免許を受けていることが証明でき、免許証そのものを所持していなくても不都合はないため)	医師法施行令第9条第3項	医師法施行規則第5条第1項	被災により免許証を失った場合又はき損した場合、登録済証明書(有効期限:平成23年12月31日)を無料で発行
16	厚生労働省	歯科衛生士	歯科衛生士免許証	(財)歯科医療研修振興財団	3,100円	無	同上	歯科衛生士法施行規則第6条第3項	歯科衛生士法施行規則第6条第3項	同上
17	厚生労働省	柔道整復師	柔道整復師免許証	(財)柔道整復研修試験財団	4,000円	無	同上	柔道整復師法施行規則第6条第3項	柔道整復師法施行規則第6条第3項	同上
18	厚生労働省	はり師	はり師免許証	(財)東洋療法研修試験財団	3,300円	無	同上	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第6条第3項	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第6条第3項	同上
19	厚生労働省	きゆう師	きゆう師免許証	(財)東洋療法研修試験財団	3,300円	無	同上	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第6条第3項	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第6条第3項	同上
20	厚生労働省	保健師	保健師免許証	厚生労働省	3,100円	無	同上	保健師助産師看護師法施行令第7条第3項	保健師助産師看護師法施行規則第6条	同上
21	厚生労働省	看護師	看護師免許証	厚生労働省	3,100円	無	同上	保健師助産師看護師法施行令第7条第3項	保健師助産師看護師法施行規則第6条	同上
22	厚生労働省	理学療法士	理学療法士免許証	厚生労働省	3,100円	無	同上	理学療法士及び作業療法士法施行令第6条第3項	理学療法士及び作業療法士法施行規則第6条第2項	同上
23	厚生労働省	作業療法士	作業療法士免許証	厚生労働省	3,100円	無	同上	理学療法士及び作業療法士法施行令第6条第3項	理学療法士及び作業療法士法施行規則第6条第2項	同上

No.	所管府省名	資格制度名	免許証等の名称	再交付申請先	再交付手数料	再交付手数料の免除の有無	免除措置を実施していない場合、今後の実施予定 有:実施予定がある場合、その内容 無:実施予定がない場合、その理由	再交付手数料の根拠法令		備考
								納付義務	手数料額	
24	厚生労働省	管理栄養士	管理栄養士免許証	厚生労働省	3,300円	無	無(被災により免許証を失った場合、平成23年12月31日まで有効な登録済証明書無料で発行することとしているため)	栄養士法施行令第6条第3項	栄養士法施行規則第7条第2項	同上
25	厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者	建築物環境衛生管理技術者免状	厚生労働省	1,900円	無	無(手数料免除についての要望がなかったため)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第12条第3項	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第3条第2号	—
26	厚生労働省	美容師	美容師免許証	(財)理容師美容師試験研修センター	4,150円	有	—	美容師法施行規則第6条第3項	美容師法施行規則第6条第3項	被災により滅失等した免許証について、(財)理容師美容師試験研修センターが、同法人独自の事業として無料で再交付を行っている。
27	厚生労働省	給水装置工事主任技術者	給水装置工事主任技術者免状	厚生労働省	2,150円	無	無(法令に免除規定がないため)	水道法第45条の3第1項	水道法施行令第13条第1項第3号	—
28	厚生労働省	登録販売者	販売従事登録証	都道府県	3,300円	有	—	条例	条例	手数料は岩手県及び福島県の場合(宮城県は3,200円)
29	厚生労働省	社会福祉士	社会福祉士登録証	(財)社会福祉振興・試験センター	1,200円	無	無(これまでに実施した特例措置で必要な対応はできていると考えているが、今後、被災者からの要望や、他試験の対応等を勘案して検討したい。)	社会福祉士及び介護福祉士法第34条	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第13条	被災により登録証を失った場合、登録済証明書(有効期限:平成23年12月31日)を無料で発行
30	厚生労働省	介護福祉士	介護福祉士登録証	(財)社会福祉振興・試験センター	1,200円	無	同上	社会福祉士及び介護福祉士法第34条	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第13条	同上
31	厚生労働省	介護支援専門員	介護支援専門員証	都道府県	2,000円	有	—	条例	条例	手数料は宮城県及び福島県の場合(岩手県は1,100円)
32	厚生労働省	保育士	保育士登録証	都道府県(登録事務処理センターに委託)	1,100円	有	—	条例	条例	登録証の交付手数料は無料。
34	厚生労働省	一級ボイラー技士	一級ボイラー技士免許証	都道府県労働局	1,500円	無	無(被災により免許証を失った場合、平成24年3月31日まで有効な取得済証明書を無料で発行することとしているため。実際に免許証そのものを再交付することになれば、本人確認証明書等各種書類が必要となり、また、一元的に東京の発行センターで処理して被災者の住所に送付することになるため、申請者が避難所などにいる場合、受け取りが困難になるし、発行までも時間がかかる。この点で、都道府県労働局や労働基準監督署でデータ照合の上、その場で即時発行できる取得済証明書であれば、迅速簡単にその場で受け取ることが可能なため、十分「免除措置」の代替と言えるものと思料する。)	労働安全衛生法第112条第1項第9号	労働安全衛生法関係手数料令第1条第1号	被災により免許証を紛失した場合、取得済証明書(有効期限:平成24年3月31日)を無料で発行
35	厚生労働省	二級ボイラー技士	二級ボイラー技士免許証	都道府県労働局	1,500円	無	同上	同上	同上	同上
36	厚生労働省	クレーン・デリック運転士	クレーン・デリック運転士免許証	都道府県労働局	1,500円	無	同上	同上	同上	同上
37	厚生労働省	潜水士	潜水士免許証	都道府県労働局	1,500円	無	同上	同上	同上	同上
38	厚生労働省	エックス線作業主任者	エックス線作業主任者免許証	都道府県労働局	1,500円	無	同上	同上	同上	同上
39	厚生労働省	衛生管理者	衛生管理者免許証	都道府県労働局	1,500円	無	同上	同上	同上	同上
40	経済産業省	情報処理技術者	情報処理技術者試験合格証明書	(独)情報処理推進機構	700円	無	無(法令に免除規定がないため)	情報処理技術者試験規則第7条第2項	情報処理技術者試験規則第7条第2項	—
42	経済産業省	計量士	計量士登録証	経済産業省	2,000円	無	無(法令に免除規定がないため)	計量法第158条第1項第12号	計量法関係手数料令第1条	—
43	経済産業省	エネルギー管理士	エネルギー管理士免状	経済産業省(資源エネルギー庁)	2,250円	無	無(法令に免除規定がないため)	エネルギーの使用の合理化に関する法律第88条第1項	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第33条	—

No.	所管府省名	資格制度名	免許証等の名称	再交付申請先	再交付手数料	再交付手数料の免除の有無	免除措置を実施していない場合、今後の実施予定 有:実施予定がある場合、その内容 無:実施予定がない場合、その理由	再交付手数料の根拠法令		備考
								納付義務	手数料額	
44	経済産業省	第二種電気主任技術者	第二種電気主任技術者免状	経済産業省(産業保安監督部経由)	2,600円	無	無(法令に免除規定がないため)	電気事業法第112条第1項第3号	電気事業法関係手数料規則第1条	—
45	経済産業省	第三種電気主任技術者	第三種電気主任技術者免状	経済産業省(産業保安監督部経由)	2,600円	無	無(法令に免除規定がないため)	電気事業法第112条第1項第3号	電気事業法関係手数料規則第1条	—
46	経済産業省	第一種電気工事士	第一種電気工事士免状	都道府県	2,600円	有	—	条例	条例	—
47	経済産業省	第二種電気工事士	第二種電気工事士免状	都道府県	2,600円	有	—	条例	条例	—
48	経済産業省 環境省	公害防止管理者	合格証書	(社)産業環境管理協会	2,150円	無	無(法令に免除規定がないため)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第17条第3項	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第17条第3項	—
49	経済産業省	中小企業診断士	中小企業診断士登録証	経済産業省(中小企業庁)	無料	—	—	—	—	—
50	国土交通省	総合旅行業務取扱管理者	総合旅行業務取扱管理者試験合格証	一般社団法人日本旅行業協会	1,000円	有	—	法令における規定なし	法令における規定なし	—
51	国土交通省	国内旅行業務取扱管理者	国内旅行業務取扱管理者試験合格証	(社)全国旅行業協会	2,500円	有	—	法令における規定なし	法令における規定なし	—
52	国土交通省	通訳案内士	通訳案内士登録証	都道府県	4,000円	無	有(岩手県、宮城県、福島県において現時点では手数料免除を実施していない。岩手県では被災地域の対象者が再交付申請の際には免除を予定しているが、その他2県については被災者が多く確認作業が困難なため、現時点では免除を予定をしていない)	条例	条例	都道府県において手数料を徴収しており、国において免除措置の実施如何は法令上に記載が無いため
53	国土交通省	自動車整備士	合格証書(自動車整備士技能検定)	国土交通省地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局	—	—	—	—	—	申請により合格証明書を交付(手数料無料)
54	国土交通省	運行管理者(旅客自動車)	運行管理者資格者証	国土交通省地方運輸局	270円	無	無(手数料が安価なため)	道路運送法第95条の2第1項	旅客自動車運送事業運輸規則第67条第2号	—
55	国土交通省	運行管理者(貨物自動車)	運行管理者資格者証	国土交通省地方運輸局	270円	無	無(手数料が安価なため)	貨物自動車運送事業法第61条第1項	貨物自動車運送事業輸送安全規則第48条第2項	—
56	国土交通省	気象予報士	気象予報士登録通知書	気象庁	—	—	—	—	—	気象予報士登録通知書は再交付しないが、気象予報士であることを証明する書類として、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、気象予報士名簿の写しを発行できる(手数料300円)
57	国土交通省	土木施工管理技士(1級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	無	無(法令に免除規定がないため)	建設業法第27条の16第1項	建設業法施行令第27条の10第2項	—
58	国土交通省	土木施工管理技士(2級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	無	無(法令に免除規定がないため)	同上	同上	—
59	国土交通省	建設機械施工技士(2級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	無	無(法令に免除規定がないため)	同上	同上	—
60	国土交通省	管工事施工管理技士(1級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	無	無(法令に免除規定がないため)	同上	同上	—
61	国土交通省	管工事施工管理技士(2級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	無	無(法令に免除規定がないため)	同上	同上	—
62	国土交通省	造園施工管理技士(1級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	無	無(法令に免除規定がないため)	同上	同上	—
63	国土交通省	建築施工管理技士(1級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	無	無(法令に免除規定がないため)	同上	同上	—
64	国土交通省	建築施工管理技士(2級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	無	無(法令に免除規定がないため)	同上	同上	—
65	国土交通省	電気工事施工管理技士(1級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	無	無(法令に免除規定がないため)	同上	同上	—
66	国土交通省	電気工事施工管理技士(2級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	無	無(法令に免除規定がないため)	同上	同上	—

No.	所管府省名	資格制度名	免許証等の名称	再交付申請先	再交付手数料	再交付手数料の免除の有無	免除措置を実施していない場合、今後の実施予定 有:実施予定がある場合、その内容 無:実施予定がない場合、その理由	再交付手数料の根拠法令		備考
								納付義務	手数料額	
67	国土交通省	宅地建物取引主任者	宅地建物取引主任者証	都道府県	無料	—	—	—	—	岩手県、宮城県、福島県においては、震災の有無にかかわらず、再交付手数料は徴収していない。
68	国土交通省	測量士補	測量士補登録証明書	国土地理院	無料	—	—	—	—	測量士補として測量士補名簿に登録されていることの証明書が必要なときは、国土地理院長あて、測量士補登録証明願を提出。登録証明書の発行手数料は無料。
69	国土交通省	管理業務主任者	管理業務主任者証	地方整備局等	2,300円	無	無(再交付の手数料は政令で定められており、再交付のニーズも少ないものと考えられるため)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第68条	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令第9条第2号	—
70	国土交通省	二級建築士 (都道府県知事の免許)	二級建築士免許証	都道府県又は都道府県建築士会	5,900円	有	—	条例	条例	被災者の再交付手数料について、宮城県は全額免除、福島県の場合は、建築士会の会員に限り、福島県建築士会が再交付の費用を負担、岩手県は法令どおりの対応(建築士法第10条の21第2項および岩手県の建築士法施行条例第6条及び第7条に基づいて再交付手数料を納付させている)。なお、岩手県及び福島県における再交付事務は、県建築士会が実施。
71	国土交通省	一級建築士 (国土交通大臣の免許)	一級建築士免許証	(社)日本建築士連合会(各都道府県建築士会が申請窓口)	5,900円	無	無(建築士法第5条第5項及び建築士法施行令第1条において、納付に関する規定が置かれているため)	建築士法第5条第5項	建築士法施行令第1条	—
72	国土交通省	マンション管理士	マンション管理士登録証	(財)マンション管理センター	2,300円	無	無(手数料免除について、特に要望も無く、既に行った再交付も2件のため)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第35条第2項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令第2条	—
73	環境省	技術管理者(土壌汚染調査技術管理者)	技術管理者証	環境省	1,250円	無	無(現時点で、環境省担当課、東北地方環境事務所及びコールセンター等へ被災による再交付の依頼及び問合せはないため。なお、当該試験は平成22年に第1回を実施したばかりであり、再発行の依頼が発生してもその数は極めて少数と思われる。)	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第22条第1項第4号	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第22条第1項第4号	—

- (注)1 本表は、平成22年度の実験受験者が5,000人以上(Ⅰ種、Ⅱ種等の種別があり、試験実施時期等が異なる場合は、その種別ごと)の資格制度(講習の受講により取得できる資格は除く。)について、当省が作成した。
- 2 資格に係る業務を行う上で、国の行政機関等に対し登録等が必要なものについては、当該登録等に併い交付される免許証等の再交付に係る手数料を記載した。また、登録等の必要がないものについては、当該資格に係る試験の合格証等の再交付に係る手数料の東日本大震災に伴う免除措置の実施状況を記載した。ただし、登録等を資格者団体がし、資格者団体に当該登録等の手数料を納付するものについては、記載していない(別添の参考を参照)。
- 3 都道府県が免許証等を交付しているものについては、「再交付手数料」欄及び「再交付手数料の免除の有無」欄は、岩手県、宮城県及び福島県の状況について記載した。
- 4 「再交付手数料」欄に記載の額は、電子申請以外の場合のもの。



資格者団体における免許証等の再交付手数料の免除措置の実施状況

No.	資格制度名	免許証等の名称	再交付申請先	再交付手数料	東日本大震災に伴う再交付手数料の免除の有無	免除措置を実施していない場合、今後の実施予定 有:実施予定がある場合、その内容 無:実施予定がない場合、その理由	備 考
2	公認会計士	該当なし	—	—	—	—	登録等に伴い交付される免許証等はない。
5	行政書士	行政書士証票	日本行政書士会 連合会	2,000円	有	—	日本行政書士会連合会会則において、震災を原因とする再交付の場合手数料を免除できる旨規定されている。
8	弁護士	弁護士記章	日本弁護士連合会	・紛失による官報公告にかかる費用 ・紛失による再交付にかかる費用 ・毀損による再交付にかかる費用 ・毀損による修理にかかる費用	有	—	日本弁護士連合会の「弁護士記章規則」第8条第3項に、弁護士記章を紛失した事情が、震災、風水害、落雷、火災その他のこれらに類する災害によるものであるときは、日本弁護士連合会は、官報公告にかかる費用の納付を免除することができる旨規定されている。 紛失による再交付、毀損による再交付、毀損による修理にかかる費用についても、この第8条第3項が準用されている。
		身分証明書	日本弁護士連合会	・記載事項の変更による再発行手数料 ・紛失による再発行手数料 ・著しい損傷による再発行手数料	有	—	日本弁護士連合会の「弁護士等の身分証明書の発行に関する規則」第17条に、身分証明書の記載事項の変更が生じた事情、身分証明書を紛失、著しく損傷した事情が、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害によるものであるときは、日本弁護士連合会は、再発行にかかる手数料の納付を免除することができる旨規定されている。
9	司法書士	登録証	日本司法書士会 連合会	—	—	—	日本司法書士会連合会会則において、司法書士名簿に登録したときは同連合会は登録証を交付する旨規定されているが、再交付に係る規定はなし。
		会員証・徽章	各都道府県の司法書士会	各都道府県の司法書士会がそれぞれ定めた額	有	—	各都道府県の司法書士会会則において、会員証・徽章を交付する旨規定されている。また、再交付については、会則では定められていないが、各都道府県の司法書士会の裁量で行われている。 なお、震災に伴う再交付手数料の免除措置については、次のとおり。 (宮城県、福島県)会員証及び徽章の再交付手数料の免除 (岩手県)会員証の再交付手数料の免除
10	土地家屋調査士	登録証	日本土地家屋調査士会連合会	—	—	—	日本土地家屋調査士会連合会会則において、土地家屋調査士名簿に登録したときは同連合会は登録証を交付する旨規定されているが、再交付に係る規定はなし。
		会員証・徽章	各都道府県の土地家屋調査士会	各都道府県の土地家屋調査士会がそれぞれ定めた額	有	—	各都道府県の土地家屋調査士会会則において、会員証・徽章を交付する旨規定されている。また、再交付については、会則では定められていないが、各都道府県の土地家屋調査士会の裁量で行われている。 なお、震災に伴う再交付手数料の免除措置については、次のとおり。 (宮城県、福島県、岩手県)会員証及び徽章の再交付手数料の免除
11	税理士	税理士証票	日本税理士会連合会	6,000円	有	—	日本税理士会連合会会則において、震災に起因する再交付の場合手数料を免除できる旨規定されている。
33	社会保険労務士	社会保険労務士証票	全国社会保険労務士会連合会	3,000円	有	—	全国社会保険労務士会連合会会則において、震災に起因する再交付の場合手数料を免除できる旨規定されている。
41	弁理士	登録証	日本弁理士会	5,000円	無	無(法律に基づく強制加入団体である日本弁理士会が、全弁理士の被災状況について調べたところ、免許証の再交付の必要はなかったため)	—

(注)本表は、当該登録を資格者団体が行き、資格者団体に登録等の手数料を納付するものについて本省が作成した。